

奇妙な一致

農中総研が入っているJAビルの地下1階に名物書店がある。(社)農山漁村文化協会が経営する農業や農協を中心とした専門書店である。通りがかりにみると、いつも何人かの人が書架に見入っている。この書店は大学や研究機関の方々の間でも評判であり、特に品揃えが充実していることが喜ばれている。

その書店に当総研が一昨年に翻訳し刊行した『EUの農協』が並べられている。この本は11人の研究員が分担して翻訳したが、そのときの新鮮な驚きは、本を見かけるたびに蘇ってくる。ひとつは協同組合の多様性であり、もうひとつは、各国の協同組合がまるであらかじめ打ち合わせていたかのように、一斉に組織の見直しに取り組んでいることである。

協同組合の多様性は、欧米の協同組合が、株式会社や株式会社的な組織に移行する動きであり、特に連合組織でそうである。このような協同組合は新しいタイプの組合といわれ、アメリカで始まり、それが世界に広がっている。しかし、アメリカの印象が大企業、特に多国籍企業の存在感に左右されているためもあってか、協同組織についての情報はそれほど多くはない。

もうひとつの系統組織の見直しは、連合組織のあり方の変化であることが共通している。また、それが必要となった最大の要因が、単位組織の合併の進展であり、戦後設立された協同組合が、国を問わず合併による効率化を追求し、その結果として連合組織の役割が変化せざるをえない、というのが共通の理解のようである。このように、国を問わず同じような時期に一致した動きがあるのは、奇妙なことにも思える。

ところで、ある時期に一斉に作られた仕組みが、一定年数経過する間の基礎的な要素の変化などによって、仕組みそれ自体の見直しに及ぶというのは、協同組合だけではないようである。例えば、金融にも同じ現象が生じている。

アメリカのメー・デーに始まり、イギリスのビッグ・バン、そして日本版金融ビッグ・バンと、若干のタイムラグはあるが、市場改革という名の同じような制度改革が進められている。それは市場本位という考え方による改革であり、市場主義の行き過ぎを是正する等のためのセーフティネットを考慮しながら進められている。

このようにみると、協同組織の金融機関は、協同と金融という2つの面で変化に直面していると考えることができる。しかも、それらの変化の発信源は、どちらもアメリカである。とすれば、アメリカのこれまでの動きを極力正確に把握することが必要があろう。

そこで本号では、アメリカについて、金融におけるセーフティネットのかなめともいべき預金保険制度、協同組合を基礎とする農業金融組織の変化、そして今後の農政の枠組みとなる新農業法の概要などを取り上げた。

今月のテーマ

アメリカの農業・金融システムの変貌

1980年代危機への対応とその教訓

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 田中久義

わが国系統信用事業セーフティネットへの示唆

FDICにみる米国預金保険制度の概要

(財)農村金融研究会専務理事 吉迫利英 2

変貌する連邦農業信用制度(FCS)

アメリカの農業金融の動向と協同組合 田中久義 20

外国事情

アメリカ2002年農業法の特徴

大江徹男 33

談話室

中国農業金融改革の悩み

(株)農林中金総合研究所代表取締役社長 栗林直幸 18

本棚

亀谷 昶 著

『農業における投資・財政・金融の基本問題』

清水徹朗 42

情勢

水産物流通における電子商取引(エコマース)

事例にみるその可能性 出村雅晴 44

組合金融の動き

2001年度下期の農協貯金動向

長谷川晃生 56

統計資料 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

FDICにみる米国預金保険制度の概要

わが国系統信用事業セーフティネットへの示唆

吉 迫 利 英

(財)農村金融研究会専務理事

〔要 旨〕

1. 米国の連邦レベルの預金保険制度は、大恐慌時の1933年に発足し、80～90年代初期の金融危機に直面して抜本的な改革が行われた。当時の金融危機の要因としては、リスク管理システムが不十分なままの自由化・規制緩和の立法、連邦規制・監督機関間の方針の温度差、そしてより直接的には、経済の「ブームと破裂」への金融機関行動があった。
2. FDICがとった銀行破綻処理の方法は、「ペイオフ(deposit payoff)方式」と「資金援助方式」に大別でき、資金援助方式には、「閉鎖型資金援助(P&A)」と「非閉鎖型資金援助(OBA)」の2つがある。時代を経て破綻処理方法の原則は変遷し、今日ではあらゆる破綻処理方法のうち費用が最小となるものを採用する「最小費用原則」がとられ、OBAはシステム・リスク(コルレス勘定を通しての決済システム全体の中断リスク)のおそれがある場合のみ例外的に認められることとなっている。
3. 銀行検査には、規制・監督機関による「現場検査(on-site examination)」と「現場外監視(off-site monitoring)」がある。前者によってCAMEL格付に応じた改善措置がとられ、後者によって、統計的手法で四半期ごとに「コール・レポート」のデータを分析し、銀行の経営状態がモニタリングされる。加えて、BIS自己資本規制とリンクした「早期是正措置(PCA)」がある。
4. 米国の預金保険制度は今日、平穩に推移しているが、銀行業務の変容(巨大化、国際化、ハイリスク金融商品開発等)に伴うリスクの複雑化、不透明化に対するリスク管理の手法や体制の整備、80年に10万ドルとして以来据え置かれたままである保険限度引上げの是非、リスク準拠の保険料システムの下で保険料ゼロの被保険銀行が大多数となっているので、より仔細なリスク度合いを反映し、銀行経営が好調のときに保険基金を充実し、危機に備えられる保険料システムの検討、等の長期的な課題を抱えている。
5. 一方、わが国の農漁協系統信用事業のセーフティネットは、公的な「貯金保険制度」は貯金の全額保護の特例措置がなくなり、業態独自の「相互援助制度」(農協、漁協系統別の制度)は法的裏づけのある「基本方針」「指定支援法人」と関連づけて機能が拡充・強化され、新たなステージに入っている。わが国系統信用事業のセーフティネットが、米国の事情から示唆を得る点は多いと考えられる。

目次

はじめに

1. FDICの沿革・業務機能の概要
2. 80年代金融危機と預金保険システムの抜本改革
 - (1) 80年代金融危機の概要と背景・要因
 - (2) 危機への対応
3. FDICの破綻処理方法と適用原則の変遷

4. 検査・監視システムと是正の執行措置
 - (1) 現場検査 (on-site examination)
 - (2) 現場外監視 (off-site monitoring)
 - (3) 自己資本規制と早期是正措置
5. FDICの近年の概況と課題
6. 新たなステージのわが国系統信用事業セーフティネットへの示唆

はじめに

米国の連邦レベルの預金保険制度は、大恐慌時の1933年に発足し、特に、80年代から90年代初期の金融危機に直面して抜本的な改革が行われた。その過程で、さまざまな破綻処理手法や破綻未然防止のための検査・監視システム等が開発・拡充され、現在に至っている。

一方、わが国の農漁協系統信用事業のセーフティネットは、新たなステージに入っている。公的な「貯金保険制度」は、貯金の全額保護の特例措置がなくなり、業態独自の「相互援助制度」(農協、漁協系統別の制度)は、法的裏づけのある「基本方針」「指定支援法人」と関連づけて、その機能が拡充・強化された。

もとより、日米の金融制度や預貯金市場等の違いから単純な比較・議論はできないだろう。しかし、新たなステージに入ったわが国系統信用事業のセーフティネットが、わが国よりも約40年の長い歴史と豊富

な経験をもっている米国の預金保険制度から示唆を得ることは多いと考えられる。

本稿は、連邦預金保険公社(FDIC: Federal Deposit Insurance Corporation)を対象に米国の預金保険制度とその関連事項等を概観するものである。

(財)農村金融研究会は、農水産業協同組合貯金保険機構、農林中金総合研究所の委託により、アニュアルレポートを含むFDIC刊行文献の翻訳を行った(該当文献名は、本稿末尾の<参考文献>欄参照)。

本稿は、訳出した文献とその関連調査をもとにとりまとめたもので、本文中意見にわたる部分は、特に断らない限り筆者個人の見解である。なお、使用している邦訳の用語は原則として「FDIC(連邦預金保険公社)関連訳語集」(2001年3月(財)農村金融研究会)によった。

1. FDICの沿革・業務機能の概要

FDICは、1920年代末からの大恐慌時に、小口預金者保護を目的として「1933年銀行法」に基づき設立された(翌34年業務開始)。これにより、連邦レベルの預金保険制度の

基礎が築かれた。当初のFDICは、銀行のみを対象としており、貯蓄金融機関については「連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC)」が、別途「34年全国住宅法」に基づき設立された。^(注)

その後50～60年代は、全体的に経済が安定・繁栄し、金融業務の規制もあって、金融機関は比較的順調な経営を続け、預金保険制度も総じて平穩に推移した。しかし、80～90年代初期には大量の金融機関破綻(特に貯蓄貸付組合(S&L)や農業銀行等)を経験し、90年代初めには、後述するように保険基金の適正化、預金保険機関の整理統合など連邦預金保険システムの抜本改革や、規制・監督・検査が強化され、金融システムが安定化し今日に至っている。現在、FDICは連邦レベルの預金保険機関として次の3つの基本的機能をもっている。

預金保険者としての機能

銀行(2000年末現在被保険銀行数8,572)及び貯蓄金融機関(同1,333)の保険機関として、それぞれの保険基金を分別管理し、リスクを統御する。被保険金融機関が破綻すると、ペイオフまたは資金援助によって、預金者を保護する。

破綻した被保険金融機関の管財人としての機能

管財人として、破綻した被保険金融機関及び、旧FSLIC、旧整理信託公社(RTC)から移転した資産・負債を整理・回収する(内容後述)。

規制・監督機関としての機能

他の2つの連邦規制監督機関及び州当局と第一義的監督責任を分担している。FDIC

は、連邦準備制度(FRS)非加盟州法銀行とFDIC被保険貯蓄金融機関を監督し、通貨監督局(OCC)は国法銀行を、FRSは加盟州法銀行と持株会社を、州当局は州法銀行を、監督している。

また、FDICは、国法銀行及びFRS加盟州法銀行の現場外監視(off-site monitoring)と貯蓄金融機関の現場検査(on-site examination)の権限をもっている。

(注) 現在、米国の連邦レベルの預金保険機関は、銀行、貯蓄金融機関を対象とする連邦預金保険公社(FDIC)と、信用組合を対象とする全国信用組合保険基金(National Credit Union Share Insurance Fund)があるが、本稿では連邦預金保険公社を対象に述べる。

2. 80年代金融危機と預金保険システムの抜本改革

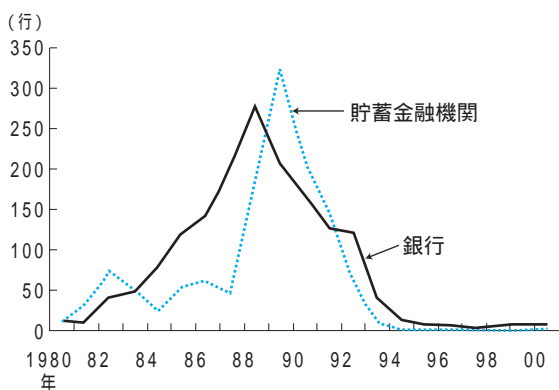
(1) 80年代金融危機の概要と背景・要因

米国は、大恐慌時の1930年代初期と80～90年代初期の二度にわたる金融危機を経験している。30年代初期の9,000行を超える集中的な金融機関破綻の後、50～60年代は、繁栄する経済環境と金融業務規制等によって金融機関の破綻は75件にとどまった。当時一般に、米国の金融制度は地域社会で営業する独立した多数の小規模な金融機関からなっており、この破綻数はとるに足りないものであったといえよう。しかし、金融機関経営は、70年代に変化し始め、80～94年にかけて二度目の危機に陥り、この間に1,617の銀行と1,295のS&Lが破綻した(第1図)。金融機関の破綻は、15年間

にわたって平均すれば1日おきに、なかでも危機の最高潮期（88～92年の5年間）には毎日1件の割合で、発生したことになる。また、全金融機関の6分の1が破綻し（15年間の破綻銀行・S&L数 / 87年末現在の銀行・S&L数 2,912 / 17,325）、破綻金融機関の資産は全金融機関のその約5分の1を占めた。

このような金融機関破綻数増加の要因等について、FDICは、詳細な検証を行ったうえで、「単一の原因、あるいは少数の要因によるものではなく、種々の複合的な力の結果であった。第一に、経済・金融・立法・規制等が破綻の前提条件を設定した。第二に、地域・部門の激しい景気後退が破綻の大部分を導いた。第三に、これら市場内の一部の銀行が過度のリスクを引受け、また監督当局の不適当な規制を受け、その結果、不釣り合いな数で破綻した」としている（『History of the Eighties - Lessons for the Future』）。この内容の要点を整理すれば、主として次の3点を挙げるができる。

第1図 破綻金融機関数の推移（1980年以降）



資料 FDIC『Annual Report』『Resolutions Handbook』

リスク管理システムが不十分なままの自由化・規制緩和の立法

米国では80年代初期に、金利の自由化、業務の自由化などの競争と規制緩和を促進する金融制度面の立法が行われた。「80年預金金融機関自由化及び通貨監督法（DIDMCA）」は、預金金利の最高限度の段階的な撤廃、貯蓄金融機関の機能拡大、預金保険限度の大幅引上げ（4万ドルから10万ドルへ）（第1表）を実施した。次いで、「82年ガーソン-セント・ジャーマイン預金金融機関法」が成立した。これは、高金利下で調達・運用の金利ミスマッチを主因に当時すでに経営が困難化していたS&Lに、金融機関としての経営存続のための施策を講じたものであり、当時の自己資本要件を5%から3%に緩和し、住宅金融以外に新たに商業的貸出等の一般貸出、有価証券投資などを認めた。また、銀行、貯蓄金融機関に短期金融市場金利預金（MMC）を公認し、国法銀行の不動産貸付限度も緩和した。こうした金利と業務の自由化と競争促進的な立法が、リスク管理システムが不十分なまま実施された。

第1表 保険料率と保険限度の推移（BIF）

	保険料率（%）	保険限度（ドル）
1934年1月		2,500
7		5,000
35.1	0.0833	↓
50.9		10,000
66.1		15,000
69.12		20,000
74.11		40,000
80.3		100,000
90.1	0.12	
91.1	0.195	
7	0.23	
93.1	0.23～0.31	
95.7	0.04～0.31	
97.1～	0.00～0.27	

資料 FDIC『Annual Report』ホームページ
 （注）93年1月以降リスク準拠保険料。

この結果、貯蓄金融機関と銀行の競争が激化し、貸付の急速な拡大と需要を上回る住宅融資が行われ、その後の景気後退期の銀行、S&Lの大量破綻につながった。

連邦規制・監督機関間の方針の温度差
金融の自由化・競争促進と金融機関の安定性・安全性維持との間の適正なバランスに関して、当時の連邦規制・監督機関間のスタンスに温度差があった。このことは、免許授与、ブローカー預金の利用、自己資本要件等に関する姿勢の違いに表れた。通貨監督局(OCC)は、免許管理機関として競争による利潤機会追求について銀行に自由度を与えるべきとの姿勢が強く、FDICは保険機関として預金保険基金の保護に傾斜し、連邦準備制度(FRS)はその中間、という図式がみられがちであった。

経済の「ブームと破裂」への金融機関行動
金融機関破綻のより直接的な原因は、農産物価格、石油価格、商業的不動産価格等をはじめとする特定の部門と地域における経済活動の「ブームと破裂」に対してとった金融機関行動があげられる。

これを銀行についてみると、80～94年に破綻した1,617銀行のうち78%が、これらの「ブームと破裂」が起きた3地域(南西部、北東部、カリフォルニア)にあった銀行またはそれ以外の地域の農業銀行(農業向け融資割合が25%以上の銀行)であり、これらの破綻は、破綻銀行資産の71%を占めていた。こうした破綻銀行の共通点として、

景気後退前の経済拡大で積極的に融資を拡大した、生き残った銀行に比べて融資/総資産、不動産融資/総資産の比率が高く、大きなリスクを負っていた、と指摘されている。

一方S&Lは、それまで預金金利規制や住宅金融分野で安定的な収益を確保していた。その後、預金金利自由化が進展するなか、高金利となった80年代初め、大口の市場性短期資金依存の調達資金と、低金利時代の長期・固定金利の運用資産(住宅資金)とに金利のミスマッチが生じ、このころすでに業績が悪化し、破綻の危機が内在していた。

加えて、その後、先述の金融自由化が進展し、S&Lの経営改善のため業務分野の規制も緩和されたので、非住宅用不動産投資や商工業向けへの一般貸出、ジャンク・ボンド等有価証券への投資が増大した。このようにS&Lは、リスク管理が不十分なままに業容を急拡大したが、おりしも「ブームと破裂」による地域と部門の大きな景気後退が重なり、信用不安が一気に顕在化・拡大し、大量の破綻につながった。

(2) 危機への対応

貯蓄金融機関(特にS&L)の危機が深まり、銀行の経営問題も進展するなか「87年銀行公正競争法(CEBA)」が成立した。これにより、「金融公社(FICO)」を設立し、FSLICの基金再適正化を図ることとした。また、農業銀行に対しては、貸倒償却を調整する猶予(forbearance)政策がとられ、

FDICに破綻処理手法(内容後述)としてP&Aの変形であるブリッジ・バンクを公認した。

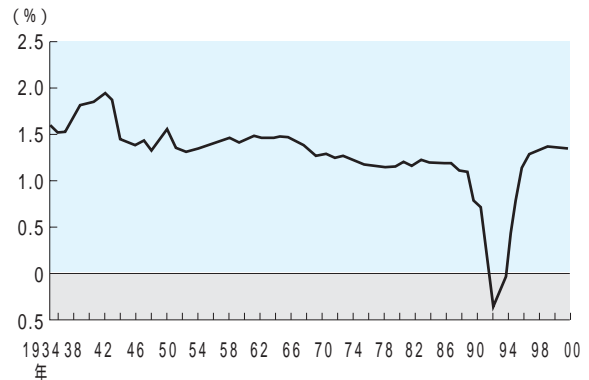
しかし、FSLICが急増するS&Lの破綻処理で支払不能となったため、「89年金融機関改革救済執行法(FIRREA)」によって保険機関の再編成が行われた。

すなわち、貯蓄金融機関の預金保険がFDICに移転され、FSLICが廃止されるとともに、FDICに新たに銀行保険基金(BIF)、貯蓄組合保険基金(SAIF)、FSLIC整理基金(FRF)の3つの基金が設けられた。BIFとSAIFは、預金者保護のための保険基金であり、それぞれ、銀行と貯蓄金融機関を対象としている。FRFは、旧FSLICの資産・負債のうち、RTCに移転された以外のものが移転され、その業務終結を行うための整理基金である。また、「最低基金準備率(DRR)」「(基金/付保対象預金)を1.25%とすることが義務付けられた(DRRを下回った場合の特別保険料の徴収、上回った場合の保険料の払戻しが可能である)。

加えて、時限機関(最終改正で96年12月末までに閉鎖)である整理信託公社(RTC)が設立された。RTCは、財産保全人または破産管財人として、旧FSLICが付保していた破綻S&Lの資産・負債を管理・整理するために設けられた破綻処理専門機関である。RTC終結法により、RTCは95年に閉鎖し、その残存資産・負債の清算はFDIC(FRF基金)に移転された。

一方、銀行保険基金(BIF)も銀行の破綻処理増加によって保険収支が年々悪化し、91年には基金準備率がマイナスに陥った

第2図 保険基金準備率の推移(BIF)



資料 FIDIC『Annual Report』

(第2図)。こうした状況に直面して、「91年連邦預金保険公社改善法(FDICIA)」によって、基金の補強と併せて規制の強化が行われた。

その主なものは、「早期是正措置(PCA)」の導入と年1回の検査・監査との義務づけ、自己資本不足金融機関のプロカー預金の利用禁止、州法銀行の活動制限、「最小費用原則」による破綻処理方式の厳格化、保険料のそれまでの一律方式から「リスク準拠方式」への変更、などである(「早期是正措置」「最小費用原則」「リスク準拠保険料システム」の内容については後述)。

こうして、80~90年代初期の規制緩和・自由化時代の銀行破綻をもたらす一因となったリスク抑制策の不備に対して、破綻の防止・抑制のための規制・監督・検査システムの強化や保険システムの再構築が行われたのである。以下ではこれらのうち、FDICによる破綻処理手法と規制当局諸機関による検査・監視システムを中心にみてみたい。

3. FDICの破綻処理方法と適用原則の変遷

FDICがとった銀行破綻処理の方法は、「ペイオフ (deposit payoff) 方式」と「資金援助方式」に大別できる。ペイオフ方式は、預金者に破綻金融機関の付保預金を支払う破綻処理方式である。また、資金援助方式には、破綻金融機関を清算し、その資産・負債を健全金融機関に買取・承継 (P&A) させる「閉鎖型資金援助」と破綻目前の金融機関に対し営業継続のための支援を行う

「非閉鎖型資金援助 (OBA)」の2つがある。第2表はその概要である。

設立当初のFDICには、保険限度まで預金を支払うペイオフだけしか認められていなかった。その後、「35年銀行法」で資金援助方式が導入され、合併、営業譲渡への貸付、資産の買取り、保証、資金贈与などへ適用が認められ、40年代以降の破綻処理は閉鎖型資金援助であるP&Aが主流となった。「50年連邦預金保険法」では、各処理方式別にFDICの見込費用を算定し比較する「コスト・テスト」を実施し、破綻処理にあたってペイオフ・コストを下回る処理方法を採用

第2表 破綻処理の方法

破綻処理方法の分類		破綻処理方法の概要
ペイオフ (Deposit Payoff)		<p>保険者であるFDICは、破綻金融機関の預金者に付保預金の全額を支払う(付保限度額は現在100千ドル)。銀行認可当局が金融機関を閉鎖した直後、FDICは管財人に指名される。付保限度を超える預金とその他の一般負債は、直ちに弁済を受けることなく、管財人であるFDICが管財人の証明書を発行し、その所持人に対して破綻金融機関の資産処分による回収金の一部分に対する請求権の資格を保証する。</p> <p>FDICによる直接ペイオフ(一般に「ペイオフ」と呼ばれる)と付保預金の移転(健全金融機関に破綻金融機関の付保預金口座と保証負債を移転し、その金融機関はFDICの代理人として付保預金を支払う)の方法がある。</p> <p>1991年のFDIC改善法による最小費用原則に則したP&A処理での応札がない場合にのみ実施される。</p>
資金援助	閉鎖型 資産・負債の承継 (P&A)	<p>最も一般的な破綻処理。入札により健全な金融機関が、営業地盤(franchise value)に相当するプレミアムつきで破綻金融機関の一定資産を買取り、付保預金を含む一定負債を承継する。FDICが承継負債の超過相当額の資金援助を行う。</p> <p>買取・承継する対象資産・負債の内容の違いによって、基本的P&A、貸付金買取P&A、修正P&A、プット・オプション付P&A、資産プール選択権付P&A、全資産P&A等のバリエーションがあるほか、より特別なものとして損失分担P&A、ブリッジ・バンクがある。</p> <p>損失分担契約は、一般的に、相当規模の商業貸出や商業用不動産融資を持つ銀行の売却に用いられ、FDICがこれら融資の損失の80%を引受け、残りの20%を落札した銀行が引き受ける。損失分担貸出資産の回収部分は80%、20%の割合で受け取ることになる。</p> <p>ブリッジ・バンクは、フルサービスの国有銀行で、通貨監督局が認可しFDICに監督される。期間は2年で、1年ごとの延長が3年まで可能である。この方法は、FDICに最終破綻処理をとりまとめるまでの時間を与えるので、大規模、非常に複雑な破綻の場合に有効である。</p>
	非閉鎖型 OBA	<p>保険者であるFDICは、破綻の危険があると判定された営業中の被保険金融機関に、現金贈与、貸付、資産買取、預金の預け入れ等による営業継続のための金融的支援を行う。</p> <p>この方法は他の破綻処理に比べて、政策的にも、コスト的にも、管理上においても重大な障害に達する。93年FDI法改正により、システム・リスクの判定がある場合以外はOBAの可能性が排除され、結果的に、92年以来行われていない。</p>

資料 FDIC『Resolutions Handbook』

(注) 上記の破綻処理方法のほか、主として80年代に「純資産証書プログラム」「利益維持契約」「自己資本猶予プログラム」「貸倒分割償却プログラム」等の「猶予政策」と呼ばれる処理方法が実施された。

用すべきとする「ペイオフ・コスト以下原則」が規定された。同時に、地域社会にとってその銀行の存在が不可欠と判定される場合（「不可欠性原則」）に限って非閉鎖型資金援助（OBA）も認められることとなった。

第3表は、80年以降、FDICの破綻処理方法別の実施状況をみたものである。80～94年の1,617件の破綻処理方法は、「ペイオフ（18.3%）」（うち、「付保預金の移転」を除く「直接ペイオフ」は7.4%）「P&A（73.5%）」「OBA（8.2%）」であり、P&Aが主流である。どの破綻処理方法にウェイトがおかれたかは年代によって異なっている。コスト・テストの結果によって処理方式が決定

される仕組みが導入されたとはいえ、80年代初期の処理方式には、社会的混乱や清算に伴う実務処理の負担等を考慮して、保険機関がコスト・テストを厳密に守らない裁量の余地がまだあった。

このうち、ペイオフは、小規模銀行の破綻処理に多用された。これは、破綻に伴う地域社会の混乱が比較的小さかったこと、また、営業地盤(franchise value)に相当するプレミアムが少額またはマイナスとなるため、P&Aのコストが、ペイオフのコストより大きくなることなどの事情があったからである。

加えて、「82年ガーン-セント・ジャーム

第3表 破綻処理件数とBIF破綻処理方法別の内訳（1980年以降）

（単位 件、%）

	銀行保険基金（BIF）の破綻処理					貯蓄金融機関の破綻処理				合計
	ペイオフ		資金援助		計	SAIF	FSLIC	RTC	計	
	直接ペイオフ	付保預金の移転	閉鎖型	非閉鎖型						
			P&A	OBA						
1980年	3	-	7	1	11	/	11	/	11	22
81	2	-	5	3	10	/	34	/	34	44
82	7	-	27	8	42	/	73	/	73	115
83	7	2	36	3	48	/	51	/	51	99
84	4	12	62	2	80	/	26	/	26	106
85	22	7	87	4	120	/	54	/	54	174
86	21	19	98	7	145	/	60	/	60	205
87	11	40	133	19	203	/	48	/	48	251
88	6	30	164	79	279	/	185	/	185	464
89	9	23	174	1	207	-	8	318	326	533
90	8	12	148	1	169	-	-	213	213	382
91	4	17	103	3	127	-	-	144	144	271
92	11	14	95	2	122	-	-	59	59	181
93	5	-	36	-	41	-	-	9	9	50
94	-	-	13	-	13	-	-	2	2	15
小計 (割合)	120 (7.4)	176 (10.9)	1,188 (73.5)	133 (8.2)	1,617 (100.0)	-	550	745	1,295	2,912
95	-	-	6	-	6	-	/	2	2	8
96	-	-	5	-	5	1	/	-	1	6
97	-	-	1	-	1	-	/	-	-	1
98	-	-	3	-	3	-	/	-	-	3
99	-	-	7	-	7	1	/	-	1	8
2000	-	-	6	-	6	1	/	-	1	7
計	120	176	1,216	133	1,645	3	550	747	1,300	2,945

資料 FDIC 『2000 Annual Report』『Resolutions Handbook』

（注）『2000 Annual Report』の基本統計では、82年はP&Aが25件、OBAが10件、83年はP&Aが35件、OBAが4件、88年はOBAが80件となっているが、本表では『Resolutions Handbook』の件数を用いた。

イン預金金融機関法」は、OBA方式について「不可欠性原則」を緩和し、清算コストより小さければ実施できる「清算以下費用原則」を採用するとともに、連邦所得税の優遇もつけられた。

そのなかで84年のコンチネンタル・イリノイ銀行の破綻処理がOBAによって行われ、全預金者を保護する大銀行救済となった。これは「不可欠性原則」が「too big to fail」（「大きすぎて潰せない」）に変質し、大銀行を救済したもので、銀行経営者のモラル・ハザード、中小銀行と大銀行間の公平性等の問題があるとしてさまざまな批判を浴びた。

こうした経過の後、「87年銀行公正競争法（CEBA）」により、ペイオフ・コストよりも小さいことを条件にブリッジ・バンクの創設を認め、「89年金融機関改革救済執行法（FIRREA）」は、OBAの税制優遇を廃止した。

さらに、「91年連邦預金保険公社改善法（FDICIA）」によって、保険基金の支出に厳密な対応を求められた。あらゆる破綻処理方法のうち費用が最小のものを採用する「最小費用原則」を義務づけ、OBAはシステム・リスク（コルレス勘定を通しての決済システム全体の中断リスク）のおそれがある場合のみ例外的に認められることとなった。93年以降、OBAは1件もない。

また、預金保険制度に大きな影響を与える「預金者優先弁済権」の規定が含まれている「93年予算一括調整法」が成立した。同法は、清算の際に破綻した金融機関の預

金者（保険金支払によって付保預金者に代位するFDIC、限度超過預金者を含む）の請求権が、一般債権者を含むすべての請求権に最優先することを定めているものである。これによって、保険基金の収支改善につながるとともに、清算時の配当原資・預金債権請求権であれば、結果として預金が全額保護されることになる。

4. 検査・監視システムと 是正の執行措置

金融機関の経営改善と破綻未然防止のため、検査・監視のシステムについても80～90年代初期の金融危機を通じて、いくつかの新たな手法が開発・確立されてきた。

ここでは、現場検査、現場外監視、早期是正措置についてみてみたい（以下では金融機関一般のことを「銀行」と表記した）。

(1) 現場検査（on-site examination）

銀行検査には4つの基本的な観点がある。第一は銀行の信頼性という面での規則と基準に従って銀行が運営されているかどうかであり、第二は貸付^(注)（注）実法法の要件、公民権法、地域再投資法等の消費者保護法規に従っているかどうか、第三は銀行の電算処理システムの完全性に焦点を当てるものである。そして第四のもっとも重要なものが金融機関の健全性に焦点を当てた「統一金融機関格付システム（UFIRS）」で使われる「CAMELシステム」による安全性・健全性検査である。

(注)消費者保護のため金利等重要な取引条件を所定の書面によって消費者に理解させる義務の規定。

CAMEL(S)評価の構成要素は、資本充実度(Capital Adequacy)、資産の質(Asset Quality)、経営陣(Management)、収益力(Earnings)、流動性(Liquidity)である。その後96年に、市場リスク感応度(Sensitivity to Market Risk、金利、外為レート、商品相場、ポートフォリオの変化等から、どの程度的確に銀行の収益と資本を保護する準備を整えているかについて評価)が追加された。

これらの項目の検査結果を総合化したものが「CAMEL総合格付」と呼ばれるもので、それぞれの銀行が5段階に格付される(格付1が最上級)。格付が3以下になれば行政上の措置が行われ、最低である5の金融機関には、保険の停止や業務停止等の重い措置がとられることとなる(第4表)。このCAMEL格付システムによる現場検査は、

80～90年代の破綻銀行の破綻前2年以内に検査を受けた大部分の破綻銀行を識別した。しかしながら、いくつかの限界も持っていた。それは、2年以内に破綻した銀行の46%を識別できたにすぎず、その後の破綻した銀行の状況の厳しさを必ずしもとらえていなかった、銀行内部の事業実績だけに基づき現在の財務状態だけを測定し、まだ反映されていないが将来問題を惹起するかもしれない地域的な経済動向を考慮していない、将来予測型のものでなく、長期的リスク要因を体系的に探知するものでもない(『History of the Eighties - Lessons for the Future』)、ということである。FDICは、これらの点に詳細な検証を加えたうえで、80～90年代の現場検査からの教訓として次の4点を挙げている。

80年代初期の検査要員の削減方針は、高リスクな方針であった(レーガン政権の指令に基づき81年にOCCはすべての検査官の採

第4表 C A M E L 総 合 格 付

	内 容 (骨子)	FDICの主な略式・正式措置
総合格付1	あらゆる点で基本的に健全で、監督上の懸念なし。	
総合格付2	基本的に健全だが、是正可能な若干の弱点が見られる可能性もある。弱点のある分野の懸念が拡大しても、監督機関の対応は、標準的な業務の流れの中の微調整で解決される範囲に収まり、経営は満足なものであり続ける。	
総合格付3	財務、経営、法令等遵守の弱点が、やや問題から不十分までの範囲にある。監督上の懸念を引き起こし、欠点へ対応するための標準以上の監督を必要とするが、総合的な体力や財務能力は、破綻を起こすにはほど遠い。	(略式措置) ・了解覚書 ・役員会決議
総合格付4	きわめて多くの深刻な財務上の弱点、あるいは他の不十分な状態の組合せを有する。破綻の高い可能性があるが、まだ切迫したもの、明白なものではない。綿密な監督上の注意や財務監視が、また是正措置に関する明確な計画が必要である。	(正式措置) ・業務停止命令 ・保険の停止 ・役員等関係者の解任
総合格付5	破綻の見込が目前または近い時期に迫っている。不安全・不健全な状態の規模と程度が非常に重大なので、株主や他の公的・私的な資金援助源からの緊急の救援が必要である。緊急の決定的な是正の処置がない場合、預金保険金の支払、緊急資金援助、合併、買収、のどれかを必要とする。	

資料 FDIC『History of the Eighties - Lessons for the Future』

(注) 総合格付3は要注意銀行、4及び5は問題銀行。

用を凍結し、FDICもこれに倣った。連邦と州の検査官は79～84年間で7,165人→6,132人へと14%減少した。

銀行のコール・レポート（四半期ごとの銀行経営状態にかかる報告書）の完全性を確実にするためには現場検査を頻繁に行う必要がある。

保険基金の損失を食い止める問題金融機関の早期発見については、監督機関による監視と執行措置が有効であると考えられる。

検査システムは、地域の経済状態の変化が提起するリスクをもっと体系的に把握する必要がある。

(2) 現場外監視 (off-site monitoring)

コンピュータによる現場外監視の出現は銀行検査・執行に大きな影響を及ぼした。現場外監視システムは、銀行から四半期ごとに提出される「コール・レポート」のデータを使って、規制・監督機関が、銀行の状態の指標を作り、どれだけ銀行が次の2年以内に破綻する高い確率を持っているか

を予報し、次の定例現場検査の前に銀行に対して監督上の追加注意事項を決定できるようにすべく開発された。各規制機関の現場外監視システムの概要は第5表のとおりであり、さまざまな統計手法を用いて銀行の経営データを分析している。

FDICは、これらの現場外監視システムの長所と限界を次のように指摘している（『History of the Eighties - Lessons for the Future』）。

（長所）

四半期ごとに新しいコール・レポートで更新され、「今」のものである。

現場検査よりも簡素である。

規制機関の検査資源を効果的に「標的」に向けられる。

相対的に少ない要員によって破綻モデルを修正・更新できる。

現場検査が銀行の今の状態に焦点を当てているのに対して、銀行が破綻する確率を高める高リスク特性を識別する可能性を有する。

第5表 現場外監視 (off-site monitoring) の概要

通貨監督局 (OCC)	連邦預金保険公社 (FDIC)		連邦準備制度 (FRS)
統一銀行監視システム (UBPR)	CAELシステム	成長監視システム (GMS)	金融機関監視システム (FIMS)
原型 1975年	1985	80年代半ば	1993
ある銀行の財務特性をピア・グループ (同類集団) 銀行の特性と比較することによって、問題を起す銀行を識別するシステム。ピア・グループ分析は、業種・規模・収入・地理的条件などの要素を利用して同種事業のくくり (peer) を統計的に見出す方法。	金融検査格付 (CAMEL) を模写したものであるが、コール・レポートのデータだけに基づくので「M」はない。格付2以下の銀行が1ランク以上悪くなれば注意の旗が立てられる。	5つの集約尺度の水準と四半期の傾向を統計手法により検証し、破綻の早期探知を図るためのシステム。計測項目は、資産成長率、融資・リース成長率、資産対比株主資本率、不安定な債務、満期5年以上の融資・リース・有価証券。	CAELと同類の統計的モデルによる格付の引下げの予報システム。

資料 第4表と同じ

(限界)

コール・レポート情報に完全に依存していることの問題(a 経営陣に関する情報がない。 b 個別の融資内容の把握ができない)。

銀行合併の増加により、地理的な与信集中がとらえられない。

「最新状態指向」であり、銀行の長期的リスクを測定しない。

(3) 自己資本規制と早期是正措置

規制・監督機関は、銀行の査定に自己資本基準を用いたが、先述の貯蓄金融機関や農業銀行に対する猶予政策などがあり、この間の規制は不完全であった。86年に統一最低自己資本要件が定められ、91年からBIS(国際決済銀行)基準であるリスク準拠の自己資本要件が採用され、これとリンクして「早期是正措置(PCA)」が「91年FDIC改善法」の規定により導入された。これは、

適時の規制を実施しなかったために銀行破綻が増大し、保険収支の悪化につながったとの80年代の猶予措置への反省から、破綻処理費用を縮小し、より適時で、より自由裁量の少ない介入を義務づけることによって、規制上の猶予を制限することを目的にしている。5つの自己資本部類を設け個別銀行の自己資本状態の悪化が進むほど所管の監督機関の是正措置が厳しさを増すことが義務付けられており、第6表はその概要である。

5 . FDICの近年の概況と課題

銀行業績は、90年代後半の米国経済の好況持続で順調に推移しており、2000年中の破綻銀行・貯蓄金融機関数は一けた台にとどまり、問題銀行もさほど多くない(2000年末で銀行74 / 8,572、貯蓄金融機関20 /

第6表 早期是正措置(PCA)

	リスクアセット比率		レバレッジ比率	主な早期是正措置
	Tier + リスクアセット	Tier リスクアセット	Tier 総資産	
自己資本充実 (Well capitalized)	10%以上	6%以上	5%以上	-
自己資本適正 (adequately capitalized)	8%以上	4%以上	4%以上	-
自己資本不足 (under capitalized)	8%未満	4%未満	4%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・緊密なモニタリング ・資本回復計画の提出等 ・総資産の拡大禁止
かなり自己資本不足 (significantly undercapitalized)	6%未満	3%未満	3%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・新株発行等による資本再編成 ・合併または持株会社による買収 ・一般的預金金利より高い金利の支払禁止 ・過度にハイリスクの業務の変更・縮小・禁止 ・取締役の解任等の命令等
極めて自己資本不足 (critically undercapitalized)	2%以下			<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の制限措置 ・90日以内に財産管理人を任命

資料 FDIC「ホームページ」

第7表 保険基金の収支等の概要

(単位 百万ドル)

		1996年	97	98	99	2000
銀行 保険基金 (BIF)	収入計	1,655.3	1,615.6	2,000.3	1,815.6	1,905.9
	支出・損失計	254.6	177.3	691.5	1,922.0	645.2
	純利益	1,400.7	1,438.3	1,308.8	106.4	1,260.7
	保険基金残高	26,854.4	28,292.5	29,612.3	29,414.2	30,975.2
	保険基金/付保預金(%)	1.34	1.38	1.38	1.36	1.35
貯蓄組合 保険基金 (SAIF)	BIF会員金融機関	9,822	9,403	9,031	8,834	8,572
	問題金融機関	86	73	68	66	74
	破綻金融機関	5	1	3	7	6
	収入計	5,501.7	550.0	583.8	601.0	664.1
貯蓄組合 保険基金 (SAIF)	支出・損失計	28.9	70.0	116.6	124.2	300.0
	純利益	5,530.6	480.0	467.2	476.8	364.1
	保険基金残高	8,888.4	9,368.3	9,839.8	10,280.7	10,758.6
	保険基金/付保預金(%)	1.30	1.36	1.39	1.45	1.43
	SAIF会員金融機関	1,630	1,519	1,430	1,387	1,333
貯蓄組合 保険基金 (SAIF)	問題金融機関	31	19	16	13	20
	破綻金融機関	1	-	-	1	1

資料 FDIC『Annual Report』

(注) 「問題金融機関」とは、CAMEL総合格付4及び5にレーティングされた金融機関。

1,333)。このため保険機関としてのFDICの状況は平穩に推移している(第7表)。

しかしながら、長期的にみた場合いくつかの課題を抱えているといえよう。この点に関してFDICの意見(『Annual Report』99及び2000年版は「論説」として特別に掲載している)も含めて整理すれば次のとおりである。

銀行業務の巨大化、国際化、ハイリスク金融商品の開発等銀行業務の変容はこれまでに経験したリスク領域を超えている。これらリスクの複雑化、不透明化に対し、銀行自体のリスク管理手法に比べて保険機関としてのFDICのリスク管理手法や体制整備がたち遅れている。

保険限度は80年に10万ドルとして以来据え置かれたままである。この間のインフレを考慮して引き上げるべきとする意見と、一方で銀行経営者のモラル・ハザードにつながりかねないとの意見が対立している。

保険料をめぐる課題

FDICの基金準備率は、銀行保険基金(BIF)は95年に、貯蓄組合保険基金(SAIF)は96年に、それぞれ法定の1.25%を達成し、基金収支も比較的順調である。ところで、FDICは「91年FDIC改善法」に基づき93年に、それまでの一律同率の保険料をやめ、リスク準拠の保険料システムを導入した。これは、銀行を自己資本比率の充足度に応じて3分類し、これをさらに銀行検査のCAMEL総合格付に応じて3つに細分化して、9つのリスク部類別の保険料率を課する方式であり、リスクが高いほど保険料率も高くなるシステムである。保険料は半年に一度改定されるが、97年1月以来変わっていない(前掲第1表)。現在のリスク部類ごとの保険料率と銀行数の割合は第8表にみられるとおりであり、銀行保険基金では約93%、貯蓄組合保険基金では約89%の銀行、貯蓄金融機関が保険料ゼロである。

第8表 保険料率と銀行数割合

(単位 %)

銀行 保険 基金		A			B			C			計			
銀行 保険 基金	自己資本充実	1	0.00(92.7)	0.03(4.5)	0.17(0.6)				(97.8)					
	自己資本適正	2	0.03(1.8)	0.10(0.2)	0.24(0.1)				(2.1)					
	自己資本不足	3	0.10(0.0)	0.24(0.0)	0.27(0.0)				(0.1)					
	計		(94.5)	(4.7)	(0.8)				(100.0)					
貯蓄 組合 保険 基金			A			B			C			計		
	自己資本充実	1	0.00(88.8)	0.03(7.7)	0.17(1.1)				(97.6)					
	自己資本適正	2	0.03(1.1)	0.10(0.8)	0.24(0.3)				(2.2)					
	自己資本不足	3	0.10(0.1)	0.24(0.0)	0.27(0.2)				(0.2)					
	計		(90.0)	(8.4)	(1.6)				(100.0)					

資料 FDIC「2000 Annual Report」

(注) 1. ()内は銀行数の割合。

2. FDICのホームページによると、表側の自己資本適正度の3区分は、第6表の5区分と照応しており、このうち「自己資本不足 3」は同表の上位2区分以外のものが該当する。また、表頭の3区分は第4表のCAMEL総合格付の5区分と照応しており、「A」は同表の総合格付1及び2に、「B」は同3に、「C」は同4及び5に、それぞれ該当する。

これは銀行業績の好調と財務内容の結果であるが、たとえば、1-Aクラスも現場検査結果を仔細に見ればリスク度合いに格差が認められるので、差異を反映した料率を課すべきとの意見がある。また、好調のときに保険基金を充実し、危機に備えるべきであるが、実際は逆の対応にならざるを得ないということや、保険料なしで保険されている銀行が多数であることの問題も指摘されている。

6. 新たなステージのわが国系統信用事業セーフティネットへの示唆

わが国の預・貯金保険制度は、「預金保険制度」と「貯金保険制度」からなり、民間金融機関はいずれかの制度に加入している。預金保険制度は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫

連合会を対象とし、貯金保険制度は、農協、漁協、水産加工協、信農連、信漁連、水産加工協連、農林中金を対象としている。

預貯金等が全額保護される預・貯金保険制度の特例が、本年(2002年)3月末で廃止された(特例措置は、96年度に当初5年間の時限措置として設けられたが、その後1年延長された。ただし、流動性預貯金は2003年3月末まで実質全額保護が継続される)。預・貯金保険制度は、もともと小口預貯金者保護を目的としており、それ故に相応の限度を設けた定額保護の制度であった。特例措置の廃止に伴い、制度元来の仕組みに復帰したことになる。

金融機関が破綻した場合、「ペイオフ」方式か「資金援助」方式のいずれかの破綻処理が行われることになるが、いずれの方式でも預貯金が保護される範囲は同じである(現行、1金融機関ごとに預貯金者1人あたり、元本1,000万円とその利息)。限度を超え

る預貯金等とその利息及び保険対象外預貯金等とその利息は、破綻金融機関の財産状況によって支払われ、一部カットされることもありうる。

このうち、「ペイオフ方式」は、預・貯金保険機関が、預貯金者に保険金を支払う破綻処理方法である。これに対して、「資金援助方式」は、営業譲渡・合併等にあたって、保険機関から救済金融機関に対して、ペイオフ・コストの範囲内で資金援助（金銭の贈与等）が行われる破綻処理方法である。破綻金融機関の資産・負債が健全金融機関に承継されるケースなどでは、預貯金は健全金融機関に承継されるので、事実上全額保護される。なお、99年12月の金融審議会答申は、「破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限にとどめることが重要であり、金融機関の破綻処理方式としては、資金援助方式を優先し、保険金支払方式（筆者注：ペイオフ）の発動はできるだけ回避すべきである」との方針を示している。

一方、系統信用事業のセーフティネットは、上記の公的な「貯金保険制度」と業態独自の「相互援助制度」がある。相互援助制度は、64年に発足した法的・行政的措置によらない自主性の強い「貯金者保護制度」を、その前身としている。貯金払戻停止等のおそれがある組合等に緊急貸付によって、業態内で再建することを主たる目的としており、73年の貯金保険制度発足時に業態内の「相互援助制度」に切り替わっ

たものである。この相互援助制度が、本年から新たに「信用事業再編強化法」（いわゆる「JAバンク法」）に裏づけられた仕組みとして運営されることとなった。

同法は、農林中金が、信用事業の再編強化を図るための「基本方針」を定め、それに基づいて指導業務を行うことを、特例として認めている。法的裏づけによる強制力をもつこの「基本方針」の中には、モニタリングにより経営状況をチェックし、問題の程度に応じて経営改善や資金運用制限等を行うことが盛り込まれている。また、必要な場合、相互援助制度の全国基金をもとに新設された「指定支援法人」による資本注入や資金援助等の支援を行うこととされている。これらは、早期是正措置よりも早い段階での早期発見による破綻の未然防止を目的としているものである（農協系統は本年1月に正式スタート。漁協系統は4月から「自主ルール」としてスタートし、法的整備後は「基本方針」に移行し、農協系統同様に運営される予定）。

このように、今後系統信用事業のセーフティネットは、貯金全額保護の特例を廃止した公的な「貯金保険制度」と、法的裏づけのある「基本方針」「指定支援法人」と関連して機能が強化・拡充された「相互援助制度」とが、ともに役割を担っていくことになった。

これまでみた米国の預金保険制度の運用状況等から、新たなステージに入ったわが国系統信用事業のセーフティネットが示唆を得る点はどうだろうか。米国とわが国の

金融システムの違いから単純に比較・議論することはできないが、紙幅の関係で今後検討すべき論点のみを挙げれば次のとおりである。

「貯金保険制度」「相互援助制度」という政府と民間のセーフティネットのあり方をどう考えたらよいのか。

「相互援助制度」に係る「指定支援法人」は、法的根拠をもち、「基本方針」と関連づけて運営されるが、監督機関の責任のあり方と系統金融機関の自己責任との関係をどう考えたらよいのか。

監督機関の検査と系統の監査・モニタリングの分担関係や連携・調整をどう図ったらよいのか。

「基本方針」に採用する経営指標の種類と要経営改善措置の基準値の妥当性をどう確保するか。またデータ収集のサイクルとシステム、分析手法をどう確立したらよいのか。

貯金保険制度の保険料、相互援助制度の預金負担は、現行一律同率であるが、これらの負担方式をどう考えたらよいのか。

<参考文献>

- ・『History of the Eighties - Lessons for the Future』(1997FDIC)
邦訳：『80年代アメリカ銀行危機の教訓(第1分冊)』(2002.3貯金保険機構・農林中金総研)
- ・『Managing the Crisis : the FDIC and RTC Experience』(1998FDIC)
邦訳：『危機の管理 - FDICとRTCの経験(要約)』(2001.3農村金融研究会)
- ・『Resolutions Handbook : METHODS FOR RESOLVING TROUBLED FINANCIAL INSTITUTIONS IN THE UNITED STATES』(98FDIC)
邦訳：『破綻処理ハンドブック』(2001.3貯金保険機構)
- ・『Annual Report 1999, 2000』(2000, 2001FDIC)
邦訳：『連邦預金保険公社年次報告書1999, 2000年版』(2001, 2002.3貯金保険機構)
- ・『農水産業協同組合貯金保険機構25年の歩み』(1999.3貯金保険機構)
- ・『農協改革の逆流と大道』(2001.8三輪昌男著, 農山漁村文化協会)
- ・『アメリカにおける金融機関破綻処理について』(1993.2日本総合研究所『Japan Research Review』)
- ・『米国預金保険制度の概要と運用』(1995.8『日本銀行月報』)
- ・『破綻金融機関処理：米国貯蓄貸付組合の経験』(1996.8日本銀行金融研究所『金融研究第153』)
- ・FDIC, 預金保険機構, 貯金保険機構の「インターネット・ホームページ」

(よしざことしひで)

中国農業金融改革の悩み

昨年12月、中国は念願のWTO加盟を果たした。WTO加盟は中国にとって世界貿易における地位強化、輸出の拡大、改革の加速、外国直接投資の促進等メリットが期待されるが、一方国内経済社会に厳しい影響を与え、各分野にコスト調整を迫るであろう。特に農産物市場は大幅に開放され、中国農業は最も大きな影響を受けるものとみられている。朱鎔基首相も「私をもっとも心配しているのは農業だ」とし、本年3月の全人代大会政府活動報告においても今後農業、農村経済の発展を速め、農民の収入を増やすためには農業構造の調整と近代的農業への転換が必要だとして政府の農業支援強化を表明した。特に注目されるのは、農業・農村に対する円滑な資金供給を図るため「早急に農業金融を改善し、農村信用合作社（以下、農村信用社という）の組織改革を進めること」を強く求めていることである。

この政府方針を受けて農業、財政、金融各当局をあげて改革に取り組んでいるが、現実の農業金融システムは問題山積みであり悩みは深い。

なおお総研としても現地セミナーの開催等を通じて日本の農業金融制度、農協信用事業の状況等につき改革検討の参考として提供中である。

現在の中国農業金融は、一応政策金融機関としての「中国農業発展銀行」、商業銀行化した「中国農業銀行」、協同組織的形態の「農村信用社」の三本柱で構成されている。しかし実態をみると農業発展銀行の業務は国営食糧企業の農産物買付資金融資が大半であり、また農業銀行は都市部企業、農村立地郷鎮企業への融資に傾斜し、農業向け融資は極めて少なくなっている。従って農業、農家融資に関しては、農村信用社の役割が極めて大であり、早急に組織整備と事業内容の充実を図ることが求められている。

農村信用社は1949年の建国後に政府指導で協同組織として設立されたが、以後人民公社管理、農業銀行の末端組織を経て1996年には再度農業銀行から独立し現在に至っている。このような歴史的変遷を経ているため、農民に「農村信用社は自らの組織」という意識が薄く、協同組合性が確立されていないという基本的問題を有している。

農村信用社は現在37,600社あり、その預金総額は1兆5千億元で全金融機関預金の12%を占めている。しかし1社当りにすると0.4億元(日本円で約6億円)

に過ぎず総じて極めて零細規模である。

また農村立地の郷鎮企業への融資割合が高く、農業融資は近年増加傾向にはあるが、2000年末で34.2%に過ぎない。

管理体制、財務内容とも総じて弱体であり、不良債権比率も高く、目下のところ改善は進んでいない。このような現状から農村の資金需要のかなりの部分は依然として講、親戚等の民間貸借に頼っており、その割合は6割とも推測されている。

目下の農業金融改革の動向では、先ず農村信用社の組織について大勢としては協同組合制の維持・強化であるが、沿岸部では株式商業銀行が望ましい等の論議もあり依然として方向は固まっていない。

一方、2000年8月には江蘇省を農村信用社改革モデル地区に指定し実験的な改革が進められている。先ず1,658の農村信用社と81の連合社を統合して82連合社とし、単位信用社をなくした。次に連合社のうち3社を株式制農村商業銀行とした。あわせて江蘇省連合社を設立し、省内の資金調整、指導、教育を行うこととした。

江蘇省の動向は今後の改革を進めるための重要モデルとして注目されている。

また人民銀行(中央銀行)は農家への円滑な資金供給を図るため農村信用社への原資貸付を年々積極的に増加させている。

あわせて農村信用社に対し「農家への小額信用貸出」の推進を協力に指導中である。この制度は個別農家毎の信用に基いた無担、無保証枠を設定して融資対応し、限度を超える需要に対しては有担、連帯保証で対応するというもので、農家融資拡大にかなりの効果を上げつつある。

いずれにしても中国の農業金融改革は、議論と試行の段階からいよいよ明確な方向付けと具体的展開を図るべき時期に入りつつある。

今後農業金融改革の実が上り、中国農業の発展と農家の経済地位向上が図られることを期待したい。

(株)農林中金総合研究所代表取締役社長 栗林直幸・くりばやしなおゆき)

アメリカの農業金融の動向と協同組合

変貌する連邦農業信用制度（FCS）

〔要 旨〕

1. 80年代に残高が減少したアメリカにおける農業貸出は、90年代に入って増加に転じたが、依然ピーク時の約9割の水準にとどまっている。民間の主要な担い手は商業銀行と連邦農業信用制度（FCS）の2つであり、これらのうち商業銀行のシェア上昇が目立つ。
2. FCSは、商業主義に対抗する役割を担うものとして、1916年から33年にかけて形成された協同組合を基盤とする農業金融の系統組織である。このFCSは、80年代アメリカの農業不況の影響を強く受け、その組織が大きく変化している。
3. それまでもFCSは、各機関の民営化、その結果として農業信用制度理事会やその事務局である農業信用庁の役割が民間機関に近づくという変化を経験した。しかし農業不況への対応を機に、農業信用庁の性格は、金融機関に対する監督機関へと変化した。
4. FCS自身の組織も大きく変化した。土地担保金融を行っていた連邦土地銀行と短期資金を供給していた連邦中期信用銀行とが合併して農業信用銀行となり、さらにそれ同士が合併して銀行数は24から6に減少した。また13の協同組合銀行も1つとなり、農業信用銀行の機能も併せ持つ金融機関に変化した。
5. 単位組織では、連邦土地銀行組合と生産信用組合が合併して農業信用組合になるとともに地域間での合併もすすみ、80年に915であった組合数は01年には118にまで減少した。単位組織は、99年以降さらなる変化の中にある。それは、自らは融資業務を行わず、それを行う子会社をもつ持株協同組合化の動きである。
6. これら組織再編の経済的な効果に関する研究者の評価は分かれる。大まかには、商業主義の立場にたつ効率向上の観点からの前向きな評価と、商業主義の行き過ぎを是正するという協同組合の本来的な役割を重視する観点からの慎重な評価とがある。これらに関する論点の多くはわが国にも共通する点が多いと考えられ、その意味でFCSの動向把握はわが国の協同組織のあり方を考える上でも必要と思われる。

目次

はじめに

1. アメリカの農業金融

(1) 概況

(2) 金融機関別特徴

2. FCSの成立とその変化

(1) FCSの成立

(2) FCSの概要と特徴

3. FCSの変化

(1) 民営化とFCAの性格変化

(2) 銀行群の再編と専門機関の設立

4. 単位組織の再編

(1) 単位組織の合併

(2) 新しい組合の設立

(3) 持株協同組合の出現

5. 組織再編への評価

(1) FCAの評価

(2) 研究者の分析

おわりに

はじめに

当総合研究所では、継続的にアメリカ農業金融の動向をフォローしている。そのアメリカでは、今後の農政の枠組みとなる新農業法が成立し、農業保護の姿勢が一層強まると伝えられている。その政策的な当否は別として、一面でこのことはアメリカの農業経営が困難な状況にあることを示している。

アメリカは1980年代に深刻な農業不況を経験した。そのあおりを受けて、協同組織の農業金融機関である連邦農業信用制度の組織が、大幅に変化している。この協同組織の経営は、政府の農業者保護策もあって、現状では堅調ではあるが、ここ数年組織面で新たな変化がみられる。

そこで本稿では、アメリカ農業金融の主要な担い手である連邦農業信用制度について、80年代以降の動きを組織面の変化を中心に紹介することにした。

1. アメリカの農業金融

(1) 概況

はじめに、アメリカの農業金融の動向を簡単にみておきたい。

70年代を通して残高が増加したアメリカの農業貸出金残高は、82年の2,183億ドルをピークとして減少に転じた。残高の減少は80年代を通して続いた後、90年の1,501億ドルをボトムとして再び増加に転じている(第1表)。しかし、99年の残高は1,914億ドルと、ピーク時82年の約87%の水準にとどまっている。

アメリカ農務省の統計は、農業貸出を「不動産抵当」と「非不動産抵当」とに区分している。前者は農場など不動産担保による長期貸付金であり、そして後者は作物担保あるいは無担保等の短期貸出金である。80年以降の農業貸出金残高の内訳をこの区分で見ると、年によって若干異なるが、不動産抵当が50~53%、残りが非不動産抵当と

第1表 融資機関別農業貸出金の推移

(単位 億ドル,%)

		1980年	85	90	95	99
貸出金計		1,825	2,055	1,501	1,626	1,914
構成比	FCS	31.1	28.8	25.1	24.3	25.6
	FSA	10.7	13.2	12.5	6.9	4.5
	商業銀行	22.0	22.8	33.4	39.1	39.7
	生命保険会社	7.1	5.8	6.8	5.9	6.4
	商人・個人	26.2	20.7	19.3	22.0	20.8
	CCC(商品金融公社)	2.9	8.7	2.9	1.8	3.0
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
FCS諸機関のシェア	不動産抵当	37.1	42.2	34.7	31.4	32.2
	非不動産抵当	24.1	14.6	14.4	16.7	18.2

資料 USDA, AGRICULTURAL STATISTICS(FCA, 各年版)

いう構成が安定的に続いている。

次に農業金融の担い手をみると、アメリカにおける農業金融機関には、連邦農業信用制度(Federal Farm Credit System, 以下「FCS」)、商業銀行、農業サービス局(Farm Service Agency, 以下「FSA」)、生命保険会社、商人・個人、そして商品金融公社がある。これらのうちFCSは協同組合を基礎とする系統組織であり、FSAと商品金融公社はともに農務省の一部局である。

融資機関別シェアをみると、第1表に示したとおり、99年度では商業銀行が39.7%と最も高く、次いでFCS25.6%、商人・個人20.8%の順であり、政府機関であるFSAや商品金融公社のシェアは小さい。また、80年と比較すると、当時最大のシェアをもっていたFCSが5.5ポイント低下しているのに対して、商業銀行は17.7ポイントも上昇している。

このように、アメリカの農業金融は、民間機関では商業銀行とFCSが中心的な担い手であり、その一方で農務省自身が一貫して政府資金を供給しているというのが基本的な構造である。以下ではウェイトの大き

い民間貸出をもう少し詳しくみることにしたい。

(2) 金融機関別特徴

民間金融機関の農業貸出には業態ごとの特徴がみられる。端的に現れるのは、不動産抵当貸付と非不動産抵当貸付のウェイトの違いである。

まず協同組合を基盤とする系統組織であるFCSについて両者の割合をみると、80年では64%、32%、99年では66%、34%であり、不動産抵当貸付のウェイトが高い。その推移をみると、80年代の農業不況時までは不動産抵当貸付の割合が一貫して上昇し、87年には86%に達した後、徐々に低下し、90年代半ば以降は65%内外の水準で推移している。

(注1)

次に商業銀行では、80年には不動産抵当21%、非不動産抵当79%という構成であった。これが99年ではそれぞれ42%、58%と、非不動産抵当の割合が高いという構造が続くなかで、不動産抵当の割合が急速に高まっているのが特徴的である。

もともとFCSと商業銀行は資金調達方法

が異なっており、FCSは長期資金、商業銀行は短期資金という棲み分けがなされてきた。また、このような違いは、それぞれの沿革に根ざしている面もある。

しかし、商業銀行における不動産抵当貸付のシェア上昇は、これらの要因だけでは説明しきれない面がある。というのは、さきにみたとおり農業貸出全体では長短の構成割合は過去20年間安定的であった。そのようななかでの商業銀行の存在感の強まりという変化であるだけに、農業金融市場で何らかの構造的な変化が生じている可能性も否定することはできない。

そこで次項では、FCSの成立過程にさかのぼって、その組織の特徴や役割を指摘することにしたい。

(注1) 農業融資を行っている商業銀行について、「総資産が5億ドル以下の商業銀行で貸出金全体に占める農業貸出金の割合が25%以上のもの」(連邦預金保険公社)、あるいは「全商業銀行の農業貸出金割合を上回る商業銀行」(連邦準備制度)を「農業銀行」と呼ぶことがある。本稿では農務省の分類に従い、単に「商業銀行」とした。

2. FCSの成立とその変化

(1) FCSの成立

a. FLBによる土地担保金融

19世紀に土地取得が自由かつ廉価であった時代が終わるとともに、アメリカでは土地特に農地が経済的価値をもつにいたった。それに伴って農業用地の売買が活発化し、土地担保金融への需要も高まった。

当時この資金需要に対応したのは、民間会社である農場抵当金融会社であった。こ

れらの金融業者にはいわゆる高利貸しも含まれ、農業者の窮状に付け込む悪徳業者も少なくなかった^(注2)という。

このため、ルーズベルト大統領が1908年に設置した農村生活委員会が改善策を検討し、農業者による協同組合制度の導入を勧告した。その後アメリカ政府は欧州に調査団を派遣し、農業金融の仕組み、特にドイツのそれを調査し、その成果として1913年農業融資法が制定された。この法律に基づき、政府が主導し、出資する連邦土地銀行(Federal Land Bank、以下「FLB」)が設立されるとともに、それを監督する連邦農業融資理事会が財務省内に設置された。このFLBの設立がFCSの始まりである。

このように、アメリカにおける協同組合による農業金融組織が、まず土地担保金融の分野で、政府主導で設立されたこと、その組織に期待された役割が民間融資業者の行き過ぎを是正することにあつたことは、その後のFCSのあり方に大きな影響を及ぼしている。

b. 短期金融での協同組合の役割

FLBによる土地担保金融は順調に推移したが、一方では農業金融上の問題点も明らかになった。それは短期信用が依然として民間業者任せであり、取り立てなどをめぐるトラブルが絶えなかったことである。

そのため、農業向けの短期金融の担い手問題も政策的な解決が必要となった。その際の大きな論点は、商業的融資業者を充実するか、それとも協同組合を導入するか、

であった。前者は既にある金融業者や金融機関等に対する監督体制を整備すればよいという立場である。また後者は、業者金融に対抗しうる農業者の協同組合による短期資金の供給が必要という立場であった。最終的には、協同組合である農業融資組合と、投資家が所有する土地銀行合資会社の新設がそれぞれ認められ、両者が短期金融を担うという、折衷的な法律が制定された。

これは、不動産抵当貸付においてFLBが果たしているのと同じ役割を農業融資組合に求めるものであり、非土地担保金融においても民間会社の行き過ぎを是正する役割が協同組合に期待されたことになる。自由主義の国アメリカには協同組合という考え方はなじまないという見方がある。しかし、少なくとも農業金融においては、商業主義の行き過ぎを是正する役割を協同組合に課すという考え方が、アメリカにおいて定着していることに留意する必要がある。

c. ホールセール機関の必要性

前項で述べた新しい金融組織の業務は農業者への直接貸付であり、いわば小売業であるため、資金調達の安定化が課題となった。そこで1923年に連邦農業融資法が制定され、連邦中期信用銀行(Federal Intermediate Credit Bank, 以下「FICB」)が設立され、商業銀行や農業者の協同組合等への資金の卸売業としての役割を果たすこととなった。

これで、FCSの短期・中期の信用供与の仕組みが確立したことになるが、留意を要

するのは、FICBが、当初から、商業銀行と協同組合の両者への資金の卸売業であったことである。これはもともと短期金融が業者の領域であり、協同組合の参入が後発であったことと無縁ではない。このような図式は現在にまで及んでいる。

なお、33年3月には、農業融資の一元化を図るために独立した連邦政府機関として農業信用庁(Farm Credit Administration, 以下「FCA」)が設置された。このFCAには、農務省の種子購入資金の融資担当部門およびFFLBのFLB等がそれぞれ移管された。

さらに、生産信用組合(Production Credit Association, 以下「PCA」)と13の協同組合銀行も設立され、ここに農業者および農協のあらゆる資金ニーズにこたえるFCSの組織全体が完成した。

(注2) FCS成立以前のアメリカにおける農業金融の状況は文末<参考文献>2および9に詳しい。

(2) FCSの概要と特徴

a. 80年代半ばまでのFCSの姿

前述のような経過で形成されたFCSは単一の機関ではなく、農業者が出資して組合員となっている協同組合と、それを単位組織とする銀行群からなる農業金融を中心に取り扱う系統組織^(注3)である。その組織や業務は、大枠として80年代の半ばまで安定していた。この安定期におけるFCS系統組織の概要は次のとおりである。

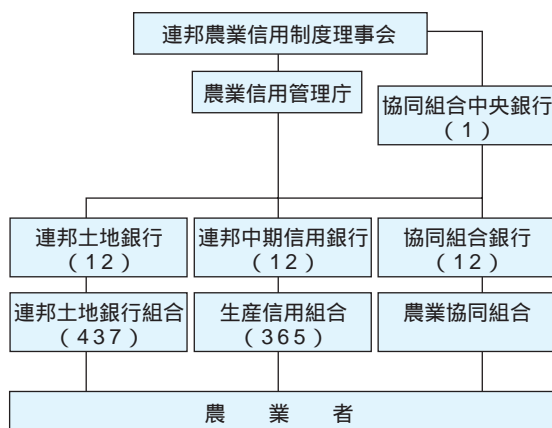
まず、全米が12の農業信用地区に分けられ、それぞれの地区に、不動産抵当資金を

供給するFLB, 短・中期資金を供給するFICB,そして経済事業を行う農協の設備資金や運転資金を供給する協同組合銀行が設立された。協同組合銀行のみが中央銀行を設立したため,全体では37の銀行群が設立された。

実際に農業者に貸付を行ったのは,個々の協同組合である。FLB系統では連邦土地銀行組合(Federal Land Bank Association,以下「FLBA」)が,FICB系統ではPCAが,それぞれ設立された。農業者からみれば,組織は単位組織である2種の協同組合,その組合が出資して設立した銀行という段階組織であり,その執行管理機関として単位組織,地区およびFCAそれぞれに理事会が置かれた。また,資金の流れとしては,中央の資金調達機関から地区の銀行を経由して単位組織に原資が供給され,それが農業者に貸し付けられた。

(注3) 現時点でFCSは,水産業者や漁業者自身,その協同組合,生活協同組合,農村住宅所有者への融資を行っており農村金融機関としての性格を強めている。

第1図 農業信用制度系統の組織(1984年末現在)



資料 FCA『Annual Report』(1985年版)をもとに筆者作成

b. 協同組合としてのFCSの特徴

わが国の農協制度との違いを念頭にFCSの特徴をあげれば,つぎのとおりである。

第一は出資制度の違いである。わが国の農協では,利用しようとする個人があらかじめ出資して農協をつくっている。これに対してFCSの協同組合は,資金借り入れ時に借入金から天引きされる形で農業者が出資する。FCSの協同組合が「借入者が所有する協同組合」といわれるのはこのためである。このような仕組みでは設立当初の資本調達が問題となる。FCSの場合,連邦政府資金がその役割を担ったことは既に述べたとおりである。

第二は,FCS機関の貸付原資の調達が債券発行で行われたことである。FCSが必要とする資金は,組織内の債券発行会社が一括して市場から調達している。この債券への市場評価はかなり高く,財務省証券とのスプレッドは通常10~30ペ - シス・ポイント程度である。

このような資金調達構造であることは,預金調達を行う商業銀行とは異なる性格をFCSがもつ理由のひとつである。例えば,この調達構造の違いが80年代の農業危機への対応力の違いともなった。FLBの経営が苦境に陥った理由の一つが,長期・固定金利の債券発行による長期資金供給を行っていたために生じた金利のミスマッチにあったことは明らかである。^(注4)

第三は,長短それぞれの専門金融機関が置かれたことである。不動産担保の資金供給はFLBとFLBAが,短期資金および中期

資金はFICBとPCAが、そして経済農協の事業資金は協同組合銀行が、それぞれ専門的に対応した。わが国の農協がすべての資金に対応しているのはかなり異なっている。

第四は、FCS全体を統括する機関として、連邦政府の独立行政法人であるFCAが置かれていることである。このような組織はわが国にはなく、その役割について次項で詳しく紹介したい。

(注4) この経緯は 参考文献 8 に詳しく紹介されている。

3 . FCSの変化

(1) 民営化とFCAの性格変化

a . FCS機関の民営化

80年代半ばまでにFCSが経験した変化のひとつは民営化であった。FCSを構成する協同組合が、借入者が出資して所有する協同組合であることは既に述べた。このような仕組みである以上、貸出金が増加しなければ、出資金も増加しない。従って呼び水として当初は政府の出資が必要であった。その意味でもFCSは、政府が政策的な必要性により設立した農業金融組織であった。

このFCSにとって、事業量の増大による資本の充実がすすむにつれて、政府出資の必要性が薄れ、結果的に民営化していくことは当初から想定されていた。この民営化について連邦政府は漸進的な道を選択し、設立当初の完全政府所有から、官民共同所有へまず移行し、68年に政府出資が完全に

引き上げられた段階でFCSは純粋に民間資本の系統組織となった。

b . FCAの性格変化

FCAは1933年の農業金融一元化政策の一環として設置された。FCAは当初から、独立性をもった連邦政府機関であり、農業融資機関のほか政府の協同組合研究所や、協同組合であるクレジット・ユニオンの設立も所管していた。その後39年の大統領令によりFCAは農務省に移管されたが、53年には再び独立した行政機関に移行した。

この間におけるFCAの役割は、FCS機関全体の「本店」であった。例えば資金調達でみると、参加の組合の資金需要をFCSの各銀行がとりまとめ、全体とりまとめと調整をFCAが行っていた。これはまさに本店機能である。

このFCSの性格は、71年農業信用法によって大きく変化した。すなわち、FCSの民営化を背景としてFCAは、協同組織であるFCSの「代表」としての役割を果たすこととなった。このような性格の変化は、理事会の構成からも確認することができる。当時の理事会は定数が13であり、そのうちの12人は全米12の農業信用地区のFCS機関の代表、つまり組織代表であり、残る1人は農務長官であった。このような理事構成は、FCAが実質的に民間機関として行動することを可能にしたのである。

農業不況を機にFCAの役割はさらに変化する。農業不況時のFCSの経営危機への対応として、議会がまず取り組んだのは

FCSに対する市場の信頼性を確保することであった。通常は小幅であった財務省証券とのスプレッドが、最大125ベース・ポイントにまで拡大するなど市場の不安が高まっていたからである。当時のアメリカは、S&Lや銀行の経営破綻が相次ぐなど、金融システムそれ自体が危機に直面しており、FCSについても組織問題に先んじて市場における信頼性確保に取り組む必要があったのである。

このような危機への対処策のひとつが、FCAを監督機関化することであった。それを端的に示しているのが、理事会制度の抜本的な見直しである。85年農業信用改革法の成立により、FCA理事会は大統領が任命する3人制となった。このような理事会が統制するFCAの中心的な役割は、連邦準備制度や連邦預金保険公社など他の金融監督機関と同様、FCSとは一步距離を置いた規制と検査による監督である。この時点からFCAは、FCS各機関の格付も開始している。

このFCAが行う格付は、一般銀行の監督機関が行っている現場外監視と基本的には同様であり、コール報告の情報をもとにCAMEL(S)で1から5までにランク付けする^(注5)というものである。最新のFCAアカウントビリティ・レポート2001年版によれば、格付3の機関が1あるのみであり、残りはすべて2以上の優良な格付を得ている。

(注5) FCAの格付制度は、連邦準備制度や連邦預金保険公社などの銀行監督機関が利用している

共通金融機関格付に準じている。全く同じ制度でないのは、FCSの諸機関が預金業務を行っていないため、それを格付に反映させる必要があるためである。格付の柱であるCAMEL(S)については、本号別稿吉迫利英「FDICにみる預金保険制度の概要」を参照。

(2) 銀行群の再編と専門機関の設立

a. FCSの銀行群の再編

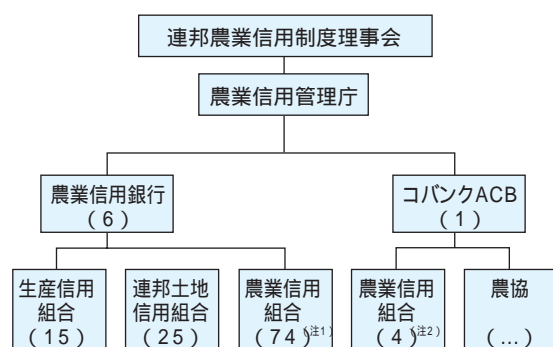
経営危機への対応で、まず自助努力が求められるのは各国共通であろう。農業不況時のFCSの経営危機についても同様であった。

FCSの効率化への取り組みは、連合組織としての性格をもつ各銀行の効率化から始められた。具体的には、管理部門の共通化が行われたが、その取り組みは地区によってかなり濃淡があった。それは営農類型などの違いによって各銀行の痛み具合が異なっており、すべての銀行の経営が悪いわけではなかったためである。

しかし状況はますます悪化し、立法による強制的な組織再編がすすめられることとなった。それを明確したのが87年農業信用法である。同法は、各地区のFLBとFICBが合併して農業信用銀行(Farm Credit Bank、以下「FCB」となること、そして協同組合銀行が1つに合併することを要求した。さらに、同法は各銀行の営業区域を定める全米12の農業信用地区を6以下に統合することも要求した。

この法律に基づき、88年1月には11地区でFCBの設立が完了し、この時点で33年以来続いていた農業金融における長短分離制度は実質的に消滅した(残る1地区ではFLB

第2図 農業信用制度系統の組織
(2001年9月30日現在)



資料 『Performance and Accountability Report』
(2000年版)をもとに筆者作成
(注)1. うち65組合が持株協同組合である。
2. すべて持株協同組合である。

が管財人の管理下にあったため、同地区のFICBは隣接地区に統合された)。また、12の協同組合銀行のうち10は、88年に中央銀行と合併してコバンク(National Bank for Cooperatives)を設立し、後に2地区が加わった。なお、コバンクは同一地域のFCBとも合併し、現在はコバンクACBと呼ばれている。^(注6)

(注6) コバンクACBは協同組合銀行系統の業務である全米の経済農協への与信業務も行っているため地区FCBと区別するためACB(Agricultural Credit Bank)と呼ばれている。

b. 専門機関の設立

農業不況への対応策として、農業金融に新たな金融上の仕組みがいくつか導入された。その主要なもののひとつは、FCSの発行債券の保護を目的とするFCS保険公社の設立であり、連邦農業抵当公社の設立である。

このうち連邦農業抵当公社は、農業貸出債権の証券化を円滑にすすめるために設立された。この公社の役割は、一定の基準に

該当する貸付債権を、商業銀行やFCSの機関から担保付で買い取ってプール化し、それを見合いとする一種の資産担保証券(これがファーマー・マックと呼ばれた)を発行するものである。

これによって商業銀行や組合は、貸出金債権を切り離して流動性を高めることが可能となり、経営の健全性を取り戻すことができる。この仕組みをうまく回転させるため、公社が発行する証券には、連邦政府の保証がつけられた。

このファーマー・マックは、住宅金融の仕組みを農業金融の世界に導入したものである。アメリカの住宅抵当融資は貯蓄貸付組合の主要商品であった。住宅貸付は長期の商品であるだけに、金利が変動することによるリスクを伴う。それを軽減するため、住宅ローン債権を売却する市場が整備された。これは、住宅資金の貸付金についての第二市場(流通市場)であり、具体的には住宅ローン債権を担保とした証券が発行され、この証券にはファニー・メイという愛称がつけられた。ファーマー・マックはこの仕組みを農業金融に導入したものである。

ファーマー・マックも87年法に基づくものであるが、FCSに対する政府支援40億ドルを確保するための見合いとして導入されたという側面もある。というのは、ファーマー・マックの出資機関や債券買取対象金融機関には商業銀行も含まれるなど、いわば商業銀行を懐柔する狙いもあったといわれている。ここにも農業金融における商業

主義と協同組合主義の対置がみられる。その意味でアメリカは、現時点でも、農業金融を完全に商業主義に任せてよいとは考えていないようにみえる。

4. 単位組織の再編

(1) 単位組織の合併

組織の再編は、地区銀行だけではなく単位組織にも及んでいる。そこで単位組織の状況を見るため、80年以降の種類別組合数の推移を取りまとめたのが第2表である。

表に示しているように、80年以降の約20年間で、単位協同組合の数や種類は大きく変化した。一言で言えば、組合総数が減少するなかで、多様化がすすんでいる。

この変化は3つの時期に分けることができる。ひとつはFLBAとPCAという伝統的

な協同組合だけがあった88年までの時期、もうひとつは農業信用組合（Agricultural Credit Association、以下「ACA」）、連邦土地信用組合（Federal Land Credit Association、以下「FLCA」といった新しい組合が設立された89年から98年までの時期、そして、後述の「親ACA」が設立されている99年以降である。

まず、88年までの第一の時期では、FLBAは491から232へ、PCAは424から145へとそれぞれ減少している。やや詳細にみると、85年までとそれ以降では減少テンポが異なっている。これは、FCAがFCSの経営危機を対外的に公表したのが85年であったことと関連している。つまり、危機の表明を組織内への一種のショック療法とし、政府支援を得るための実績づくりとして単位組織の合併がすすんだとみられるのである。

この時期の合併の特徴は、同種の組合の合併であったことであり、経営悪化に対応して効率化を追求する組織内の努力の結果としての合併であったと考えられる。

(2) 新しい組合の設立

組織再編は、自主的な努力から法律制定という政府関与による強制へとすすんでいく。決定的な役割を果たしたのは87年農業信用法であった。同法がFCSの系統組織全体を対象としたものであったことは、既に述べた

第2表 FCS協同組合数の種類別推移

	FLBA	PCA	ACA	ACA Parents	FLCA	合計
1980年	491	424				915
81	485	423				908
82	476	421				897
83	474	421				895
84	462	399				861
85	436	362				798
86	306	216				522
87	232	155				387
88	232	145				377
89	154	94	33			281
90	146	84	40		2	272
91	120	111	44		18	293
92	85	72	70		23	250
93	77	70	69		27	243
94	73	69	66		30	238
95	71	69	60		32	232
96	70	66	60		32	228
97	53	64	60		31	208
98	40	64	57		32	193
99	18	60	48		50	178
00		28	11	2	56	133
01		15	9	69	25	118

資料 Performance and Accountability Report(FCA、各年版)
 (注) 各年9月末。

とおりであるが、単位組織である協同組合については、名実ともに性格変更を迫るものであった。

第一は単位組合の直接貸付組合化である。直接貸付組合とは、組合自らが貸付当事者となるものであり、貸付に関する一切の業務を行うものである。FCSについていえば、その権能をもっていたのはPCAだけであり、FLBAはいわば単なる窓口機能を担うだけであった。このFLBAを直接貸付組合化するというのが87年農業信用法の眼目の一つであった。

第二は、直接貸付組合化する手段としての新しい協同組合の設立である。87年農業信用法は2つの方式を定めた。ひとつはPCAとFLBAが合併してACAを設立する方法であり、もうひとつはFLBAの定款を変更し、直接貸付権限をもつFLCAに改組する方法である。

第2表に示した89年から98年までのACAおよびFLCAの組合数は、同時期のFLBA、PCAの減少と裏腹の関係にあり、この時期は単位組織合併とともに、組合の転換がすすんだことを示している。

なお、ACAの設立に関してFCAは、それを推進する立場から、組合員である借入者つまり農業者の利益にもつながった、と評価している。というのは、それまでは長短すべての資金を利用するためには、2つの組合に出資する必要があった。それが、統合によって1つの出資だけで、すべての融資を利用できるようになったと強調している。

(3) 持株協同組合の出現

第2表に示したように99年以降今日まで続いているのが、表に「ACA parents」と表示した新たな協同組合設立の動きである。

これは、FCA規則によって認められたACAの変形である。その基本形は、ACA自身は融資業務を行わない株式保有の協同組合となり、具体的業務は子会社であるPCAとFLCAが行う、というものである。

FCAの年報に紹介されている典型的な設立方法をみると、まず、農業者によってACAが設立される。これは新たに設立される場合と、先に紹介したように既存のFLBAとPCAの合併によって設立される場合がある。このACAは、協同組合として設立されるが、その業務区域はかなり広く、なかには州をまたがるものもあるほど大規模な組合が大部分である。

つぎに、この組合が、管内にある生産信用組合と連邦土地信用組合を会社化し、それを完全な子会社にするための定款変更の申請を農業信用庁に対して行う。申請内容は、会社化に関する個別組合の定款変更と、親組合となるACAの株式保有についての定款変更となる。これらをFCAが認可することで組合の会社化が完了する。

これによって出来上がる組織は、これまで直接融資業務を行っていた組合を会社化し、それを子会社とする持株会社としての役割を果たす協同組合である親ACAを置く、いわば持株協同組合という形である。この会社化についてFCAは、その年報で

「117組合についての会社化の定款変更申請について、職員数を増やさずに、全体で60日の期間内に定款変更手続き完了させるという効率的な取り組みを行った」としている。このように、協同組合と株式会社を組み合わせる方式は、政策として推進されており、その狙いは、効率的な、コストの安い事業を追求することにあるという（99年以降各年のFCA年報）。

5．組織再編への評価

（1）FCAの評価

上記のとおり、FCSの監督機関であるFCAは、単位組織の合併と親組合化を政策的に推進している。一方、行政機関であるFCAは行政評価法の適用対象であり、政策目標とその達成状況を毎年開示することが求められている。

組織再編後のFCS機関の健全性確保は、FCAが自らに課している重要な政策評価項目のひとつである。その政策評価結果をみると、少なくとも経営の健全性指標には問題は見当たらない。つまり、新しい協同組合と銀行群は、効率的に運営されており、金融機関としての評価は全く問題なく、従って組織再編は十分な成果をあげている、としている。

また、新たな協同組合は、出資負担の軽減が実現するなど経済的な意義が大きい、そして州をまたがるほど広域化した結果として農産物に固有の地域的リスクが軽減できた、というのがFCAの基本認識である。当

事者の評価である以上、肯定的になりがちという面もあるが、効率性の観点からは、計数はまさにそのような状況を示している。

（2）研究者の分析

しかしこのような当事者の評価は、必ずしも研究者の理解が得られていないようである（＜参考文献＞11）。研究者は、組織再編の利点を次の2点に集約し、それを実証的に分析している。すなわち 間接経費の低減による事業効率の向上があるか、 地理的な多様性による信用リスクの低減があるか、である。

これまでに公表された実証分析結果は、この2つの組織再編の利点が、必ずしも確認されないとして、否定的であるという。むしろ研究者の共通理解は、規模および範囲の経済性は比較的小規模な機関に存在する、というものであるという（＜参考文献＞11, 17頁）。

研究者が着目しているのは、組織再編の間、FCSの貸出金残高は伸びていないこと、そしてその間隙を縫うように商業銀行のシェアが上昇していることである。このような動きは冒頭に示した貸出金残高が明瞭に示しているが、組織再編がうまくいっているのであれば、それがシェアに現れる、というのが研究者の立場のようである。

FCSをめぐる議論は再編の効果測定にとどまっではない。典型的な議論は、FCSが1つの銀行になるというものである。いわ

ば効率化の行き着く先の組織形態であろう。これに対抗しているのが、FCSは草の根組織であったのであり、今後ともそうであるべきという議論である。Leeが指摘するところによれば、前者はFCS内機関の経営陣の主張であり、後者は借入者つまり組合員や理事クラスのそれであるという。

以上のような組織内外の論議の詳細は、文献資料だけでは必ずしも明らかではない。しかし、組織の根幹にかかわる論点を含んでいると思われるだけに、現地ヒアリング等により補完調査を行う必要がある。

おわりに

アメリカにおける協同組合による農業金融機関であるFCSの組織は、競争原理、特に効率的な事業運営を追求した結果、持株協同組合化がすすんでいる。それは、形の上では、事業の一部を協同会社化している日本の農協の選択と類似しているように見える。平等を重視する立場をとってきたわが国の協同組合を、自由化という名の効率化をすすめるアメリカの動きと重ねてみることはできるのであろうか。

当総研が翻訳出版した『EUの農協』では、現在主流の協同組合のタイプを「対抗的協同組合」と、そして新たな協同組合を「企業家的協同組合」と呼んでいる。後者の特徴は、より進展している競争主義社会のなかで、経済主体としての協同組合が

発展していくには、企業の枠組みを取り入れつつ、協同組織としての運営を確保する、というものである。

その意味でFCSの親ACAは、アメリカ農業金融における新たな協同組合のあり方についてのひとつの答えである。とすれば、その動向とともにそれをめぐる論議についての理解を深めることは、わが国の農協のあり方を考える上でも必要かつ有益であると考えられる。

<参考文献>

1. 小口英吉, 小楠湊「米国における農業金融の実情」本誌83年3月号
2. 斎藤操「アメリカの農業金融立法 その沿革と系統農業金融組織成立の過程」本誌86年3月号
3. 小楠湊「米国農業信用制度の危機と救済策」本誌86年3月号
4. 斎藤操「米国農業金融機関、その後」本誌87年7月号
5. 小楠湊「米国農業金融制度の再編成」本誌88年9月号
6. 斎藤操「米国における農村政策金融の近況」本誌90年7月号
7. 斎藤操「米国の系統農業金融機関の近況」本誌91年4月号
8. 鈴木利徳「蘇生した米国の系統農業金融機関」本誌93年11月号
9. 斎藤操「農業不況と金融リストラ 米国の農業金融」楽游書房94年3月
10. 斎藤操「米国ファーマー・マックの最近の動向」本誌98年12月号
11. Warren F. Lee " Restructuring the Farm Credit System : A Progress Report " Agricultural Finance Review vol56, Conell University

(取締役調査第一部長

田中久義・たなかひさよし)

アメリカ2002年農業法の特徴

目次

- 1. はじめに
- 2. 農業法のこれまでの経緯
 - (1) 85年農業法と農産物輸出
 - (2) ウルグアイ・ラウンド交渉と90年農業法
 - (3) 96年農業法の成立
- 3. 2002年農業法と96年農業法の比較
 - (1) 不足払い制度の復活と固定支払い制度の継続
 - (2) 受取額の制限
 - (3) 環境保全・国内食料・輸出補助金
- 4. 農業法への反応　　まとめに代えて

1. はじめに

96年農業法は、2002年9月末で期限切れをむかえるために、後継となる新農業法の審議が行われてきた。2001年10月に下院で、2002年2月には上院でそれぞれの案が可決された後、両院協議会で調整が行われ、最終的には4月30日の合意を受けて、5月13日に大統領の書名によって2002年農業法(Farm Security and Rural Investment Act of 2002)として成立することとなった。

本論では2002年農業法に特徴について、96年農業法と比較しつつ整理・検討する。

2. 農業法のこれまでの経緯

(1) 85年農業法と農産物輸出

農業法は、その対象とする範囲が広く、

規模も大きいため、「総合的」あるいは「基本的」な法律という印象を与えるが、実際には、「農業基本法」的性格は極めて弱いものである。本質的には、様々な農産物ごとの農産物計画(価格・所得・生産調整計画)を、形式的に一本の法律にまとめたものであり、各農産物計画間に有機的連関が必ずしもあるわけではない。^(注1)

農業法は、元来「恒久法」の特定条項の効力を一時停止して、効力期間を限った修正条項を加えるという形で立法化されている。したがって、現行農業法の効力期限が切れると、主要な農産物計画に関しては、38年の農業調整法や49年の農業法の諸条項が再び効力を発するようになる。^(注2)

アメリカの価格支持・所得補償の中心となるのが、不足払い制度と短期融資制度である。不足払い制度は、農業経営者の所得補償と農産物価格支持とを切り離し、別々

に水準を設定する方式が導入された73年農業法（農業・消費者保護法）から開始されて、96年農業法によって廃止されるまで目標価格を設定して農業所得を一定程度保証してきた。もう一つの柱が短期融資制度である。農業経営者は、自らが生産した農産物を担保にして、CCC(商品金融公社)より一定の融資単価(ローン・レート)に基づいて融資を受けることができる。これによって作物の販売までの資金手当てをすることができる。

80年代の農業不況を背景にアメリカの新たな食糧戦略が展開されるが、その中心となるのが85年農業法(食糧安全保障法)である。85年農業法の枠組みが大枠としてガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の妥結まで継承され、アメリカの新戦略の基礎となった。

85年農業法では、目標価格を86、87両年度は据え置き、88年度から90年度までに10%引き下げることが定められ、融資単価についても大幅に引き下げることが定められた。つまり、所得補償については一定の水準を維持しながらも、価格支持水準を低めに設定し、輸出価格を引き下げることによって国際農産物市場における価格競争力を強化することを目的とした。^(注3)

さらに、85年農業法では輸出強化を図るためにマーケティング・ローン制度が米と綿花に対して導入された。この制度では、国際市場価格が融資単価を下回っても、農産物を担保にCCCから融資を受けた生産者は、融資単価まで保証されながら輸出を

行うことができる。

これまでの融資制度であれば、国際市場価格が融資単価を下回れば、農業経営者は担保農産物をCCCに譲渡してしまうために、CCCの在庫が膨れ上がり、政府の財政を圧迫した。しかし、融資単価を下回るレートが設定されたことにより、国際市場価格が融資単価を下回っても、農業経営者は農産物を市場で販売し、低いレート＝国際市場価格でCCCに融資を返済することが可能になるために、政府は過剰な在庫を削減することができるのである。

マーケティング・ローン制度とともに、85年農業法で新たに導入された制度が輸出振興計画にもとづく現物による輸出補助である。同計画の対象となる農産物は、小麦、大麦、ソルガム、米、食鳥飼料、植物油、冷凍食鳥、鶏卵の8品目で、これらの品目の輸出業者にCCCが貯蔵している現物で助成する仕組みである。このうち、中心となるのが輸出市場で競合する小麦であり、合衆国がその他の輸出国との競争に打ち勝つために採用した直接的な戦略である。

(注1) 手塚(1988)73頁。

(注2) 手塚(1988)73頁。

(注3) これまでの農業法の概要については、中野編(1998)、13~29頁を参照。

(2) ウルグアイ・ラウンド交渉と

90年農業法

ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の過程で、アメリカは90年農業法(食糧・農業・保全・貿易法)を制定した。その主な内容は、一般的には融資単価を引き下げ、目

標価格を凍結することで財政支出の削減を図りつつも、大豆については融資単価を引き上げる、マーケティング・ローン制度を大豆にも適用する、輸出振興計画（EEP）については最低輸出補助総額を5億ドルから4億2,500万ドルに引き下げる（しかし、その後引き上げている）、期限内にウルグアイ・ラウンド農業交渉が合意に達しない場合には輸出補助金として10億ドル追加し、マーケティング・ローン制度を小麦や飼料穀物にも適用する（ガット・トリガー）、などである。また、1990年包括財政調整法では「トリプルベース計画」と呼ばれる新たな生産調整方式が採用され財政支出の削減を図った。

以上のように、90年農業法は85年農業法の枠組みを踏襲しつつも、財政赤字削減を目的とした1990年包括財政調整法の制約を受けることとなった。他方、ウルグアイ・ラウンド交渉の進捗状況を念頭においていた。ECとの間で最大の争点となっていた油糧種子問題をめぐって、大豆へのマーケティング・ローン制度導入やガット・トリガーの設定、EEPの事実上の拡大など、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉に関連した予算のなかには増額している費目もあった。

（3）96年農業法の成立

96年農業法は、当初財政均衡法案の一部であったため、議会は通過したものの、クリントン大統領が同法案全体に対して拒否権を発動し、成立しなかった。その後単独

の法律として再び議会で審議され、96年3月に議会を通過、4月に大統領が署名し、ようやく成立にいたった。

96年農業法の主な内容は次のとおりである。7年間で農業予算を120億～150億ドル削減する。これまで一貫して継続してきた生産調整による供給管理を廃止するとともに、1977年農業法により制度化された農家保有備蓄制度も廃止し、需給調整を市場に委ねる。1973年農業法以来の目標価格を基準にした不足払い制度を廃止する一方、これまでの不足払い受給者（過去5年間生産調整に参加してきた者）にかぎって7年間定額（年ごとに漸減し、7年間でほぼ20%減額）の補償金を直接支給する。

このように96年農業法は、もともと財政均衡法案の一部であったことからわかるように、農業財政支出の削減をねらったものである。同時に、国内農業保護支出を削減し、自由化を推進するウルグアイ・ラウンド農業合意の路線に沿っている。

また、96年農業法の審議が最終盤に入った95年秋には世界的に穀物価格が急騰し、目標価格の水準を大幅に上回っていた事実も見落としてはならない。旧法の時代には市場価格が目標価格を上回っていれば、不足払いは当然実施されないが、新法の規定では市場価格に関係なく、一定額の直接支払いが実施されるため、農業経営者の所得はかえって増大する。しかも、近年アジアの国々、とりわけ中国の穀物輸入増大を念頭においた長期的な穀物不足予測が複数の機関から公表されていたゆえ、農業保護の

後退に対する農業経営者の抵抗もいくぶん緩和されたのである。

ただし、農業保護支出の削減を実行しつつも輸出競争力が弱い米などに対するマーケティング・ローン制度は維持された。また、輸出業者と多国籍アグリビジネスへの輸出補助金であるEEPについては制度として維持され、96年度(3.5億ドル)から97年度(2.5億ドル)にかけては削減しつつも、それ以降は2000年度(5.79億ドル)まで増額し、その後は農業合意の上限額(4.78億ドル)に合致させることになったのである。

3. 2002年農業法と 96年農業法の比較

2002年農業法(2002~2007年までの6年間)における主な変更点はおおよそ以下の通りである(第1, 2表)。前政権下で実施されてきた生産者への臨時所得補償が、不足払い制度の復活という形で制度化させるなど、財政的な制約が緩和されたこともあり、^(注4) 一般的に生産者に手厚い内容となっている。

- ・ 主要作物に対する新しい所得補償制度の創設(価格変動対応型支払い 目標価格を保証)
- ・ 融資単価の引上げ
- ・ 直接固定支払いの対象作物の拡大(油糧種子、ピーナッツ等)
- ・ 土壌保全留保計画(CRP)に代表される保全地域の拡大

(注4) USDA ERSのホームページ(<http://www.ers.usda.gov/Features/farbill/>)より。

(1) 不足払い制度の復活と固定支払い 制度の継続

新農業法における最大の変更点が価格変動対応型支払いの導入で、これによって不足払い制度は復活することになる。

96年農業法では、最低価格支持を行う短期融資制度やマーケティング・ローン制度は継続されたものの、作付制限は廃止され、作物を自由に作る権利を生産者に保証する代わりに、政府が生産者に対する所得補償を放棄するという、市場原理が一層徹底された政策となった。

ところが、穀物価格の下落による所得の減少を受けて、クリントン政権は緊急の助成金を拠出することとした。市場喪失補償額という名目で98年産から4年間助成金が支出され、特に99年産からの3年間には毎年平均50億ドル前後支払われている。99年産についてみれば、直接固定支払い額とほぼ同額に達するという。このように、穀物価格の下落によって、直接固定支払いだけでは不十分であることは明白となった。

ただし、今回導入される不足払い制度は以前とは異なっている。以前の不足払い制度では、実際に作付けした農産物の生産量に対して補助金が支払われたが、価格変動対応型支払いでは現在の生産物に関係なく、過去の生産面積に基づいて支払われる。仮に、基準年に小麦を生産し、その後大豆に変更したとしても、対象となる価格は小麦の価格であり、小麦の市場価格と目標価格との関係から価格変動対応型支払いは発動されることになる。^(注5)

第1表 2002年農業法と96年農業法との比較

		96年農業法	2002年農業法
タイトル	直接固定支払制度	新設	継続(大豆,ピーナッツ,その他油糧種子にも適用拡大)
	参加資格要件	過去5年間に政府のプログラム(小麦,トウモロコシ,大麦,ソルガム,ライ麦,綿花,米)に参加した農家が,支払いを受けるのに必要な生産弾力化契約に参加できる。	2002年から2007年までの期間に合意に参加することが条件
	支払額の算出	契約面積の85%×単収×単価	同左
	対象面積	契約面積は,90年農業法のもとで計算された1996年の基準面積に,CRPからの純転入面積を加えたもの	契約面積については,1998年から2001年までの4年間の平均作付け面積を反映するように更新する。なお,CRPの契約を解消して追加することも可能である。
	単収	単収は1995年レベルで凍結	既存の作物については96年農業法水準で,油糧種子等の新規作物については1998年から2001年までの平均単収を基準に決定する。
	単価	単価は,各年ごとの支払総額(作物別)を参加農場の総生産量で除して算出	第2表を参照
	作付制限	廃止(野菜と果物における制限を除く)	廃止
	不足払い制度	廃止	復活(価格変動対応型支払い)
	目標価格		第2表を参照
	支払額の算出		目標価格(Max<ローン・レート,市場価格>+直接固定支払い) 市場価格と直接固定支払いの合計が目標価格を超えても,直接固定支払額は変動しない。
	対象面積		直接固定支払いと同じ
	単収		基本的には直接固定支払いと同じ。ただし,更新することができる。
タイトル	短期融資制度	継続	継続
	ローン・レート	第2表を参照	表2を参照
	対象品目	第2表を参照	継続
	融資対象期間	一部綿花(10か月)を除き,9か月	同左
	融資不足払い(LDPs)	一部綿花を除きすべての作物に適用	同左(ピーナッツや羊毛等に適用拡大)
	マーケティング・ローン継続	継続	継続(ピーナッツ,羊毛等に適用拡大)
	資格要件	融資を受けるには,直接固定支払いに必要な契約を締結することが前提条件	96年農業法における前提条件は削除
	支払額の上限	直接固定支払いの受取額上限を一人当たり4万ドル,マーケティング・ローンと融資不足払いにおける受取額上限を一人当たり7万5,000ドルと設定。ただし,1999年,2000年,2001年には上限を15万ドルまで引き上げる。	直接固定支払いの受取限度額を一人当たり4万ドル,価格変動対応型支払いは6万5,000ドル,マーケティング・ローンは7万5,000ドルとする。ただし,粗収入の75%以上が農業収入でない場合,3年間の平均粗収入額が250万ドルを超えた生産者は支払いの対象外となる。
	3-entityルール	個人の生産者が対象となる第1のentityには支払額の100%が,第2と第3entityに対してはそれぞれ50%が支払われる。したがって,合計で支払額の2倍まで受け取ることができる。	同左
	タイトル	土壌保全留保計画(CRP)	保全計画の上限を3,640万エーカー
湿地保全計画(WRP)		保全計画の対象面積の上限を107.5万エーカー	保全計画の対象面積の上限を227.5万エーカーに引き上げた。
EQIP		環境改善や土壌,水質保全のために,1996年から2002年までの7年間に13億ドルを支出	支出額は合計で58億ドル
タイトル	EEP	各年の支出限度額は以下のとおり。 総額約32億ドル 1996年度 3億5,000万ドル 1997年度 2億5,000万ドル 1998年度 5億ドル 1999年度 5億5,000万ドル 2000年度 5億7,900万ドル 2001年度 4億7,800万ドル 2002年度 4億7,800万ドル	各年4億7,800万ドル水準で支出
	MAP	1996年から2002年までの期間に,各年9,000万ドルの支出を認可	各年の支出限度額は以下のとおり。 総額8億7,500万ドル 2002年度 1億ドル 2003年度 1億1,000万ドル 2004年度 1億2,500万ドル 2005年度 1億4,000万ドル 2006年度 2億ドル 2007年度 2億ドル

資料 USDA ERSのホームページ(<http://www.ers.usda.gov/Features/farbill/>)より著者作成

第2表 価格支持制度の単価の水準

		融資単価（ローン・レート）			直接固定支払い単価		目標価格	
		2002-2003年	2004-2007	96年農業法	2002-2007	96年農業法	2002-2003	2004-2007
トウモロコシ	ドル/ブッシェル	1.98	1.95	1.89	0.28	0.27	2.60	2.63
大豆	ドル/ブッシェル	5.00	5.00	5.26	0.44		5.80	5.80
小麦	ドル/ブッシェル	2.80	2.75	2.58	0.52	0.47	3.86	3.92
ソルガム	ドル/ブッシェル	1.98	1.95	1.71	0.35	0.32	2.54	2.57
大麦	ドル/ブッシェル	1.88	1.85	1.65	0.24	0.21	2.21	2.24
えん麦	ドル/ブッシェル	1.35	1.33	1.21	0.024	0.022	1.40	1.44
米	ドル/100ポンド	6.50	6.50	6.50	2.35	2.10	10.50	10.50

資料 USDA ERSのホームページ及びJETRO（2002a）より筆者作成

他方、96年農業法において不足払い制度の代替策として導入された直接固定支払い制度は2002年農業法でも継続される。これは、不足払いの廃止に伴って生じる財源をもとに、一人当たり年4万ドルを上限として生産者に生産物に関係なく支払われる、いわばデカップリングである。支払い額は1996～2002年の7年間にわたり漸減し、最終的には廃止される予定であったが、2002年農業法で継続されることとなった。また、2002年農業法では新たに大豆とピーナッツ、その他油糧種子が支払いの対象品目に加えられた。

96年農業法では直接固定支払いを受けるには政府の生産弾力化契約に参加しなければならず、したがって前の5年間（1991～95年）に政府のプログラムに参加した経験をもつことが資格要件として求められた。同時に契約者は土壤保全留保計画にも参加しなければならなかった。以上のような要件や義務を満たしたうえで、次のような算出方法で政府の支払いが行われた。

$$\text{支払額} = \text{単収} \times \text{契約面積の85\%} \times \text{単価}$$

96年農業法では、単収は1995年レベルで凍結され、契約面積は90年農業法のもので

計算された1996年段階の作付基準面積が適用された。つまり、作物によって異なるが、1996年の前の3ないし5年間のうちの最大値と最小値を除いた平均値に、土壤保全留保計画からの純転用面積が付け加えられた。さらに、単価については、1996～2002年間の各年の作物別支払い総額を、契約に参加する生産者の予想生産量で割って算出された。

すでに生産弾力化契約が廃止されていることもあり、2002年農業法では新たに2002年から2007年までの期間を対象にした合意を締結することになる。算出式の各変数は、単収と対象面積は1998年から2001年までの期間の数値を基礎に更新される。単価については固定される。

このように不足払い制度は復活され、また固定支払い制度も継続されると同時に、短期融資制度も継続される。96年農業法では融資単価の設定方式は固定化されたが、これは2002年農業法でも同様である。ただし、96年農業法時に比べると、全般的に高く設定されている。なお、96年農業法では、短期融資を受けるには生産弾力化契約を結ぶのが前提条件であったが、2002年農業法

ではこのような条件は削除された。

また、マーケティング・ローンと融資不足払いも継続される。先述したように、トウモロコシや小麦とは違い、国際競争力がない米と綿花の場合、国内市場価格が国際市場価格よりも高いために、輸出促進という観点からマーケティング・ローンが導入された。国際市場価格が短期融資制度の融資単価を下回る場合には、その差額についてはマーケティング・ローンを活用することによって返済が免除される。つまり、その分だけ生産者にとって利益となるわけである。

このような補助金と融資を含む価格支持・所得補償全体の仕組みは、次のように機能する。マーケティング・ローンについては、従来通り市場価格が融資単価を下回った場合の対応で、生産者の返済は、国際市場価格に合わせて融資単価より引き下げられ、融資単価との差額は免除される。これに直接固定支払いが加えられ、最終的に目標価格との差額が不足払いとして支給(注6)される。

問題は市場価格が融資単価を上回り、しかも直接固定支払い額を加えた合計額が目標価格を超えた場合である。あるいは、市場価格が目標価格を超えた場合である。いずれの場合でも、直接固定支払いを全額支払うと目標価格を超過してしまうが、直接固定支払い額は全額支払われるものと考え(注7)られる。したがって、従来の不足払いよりも生産者の受取額が増えることも想定される。しかも作付制限が廃止されているだけ

に、この点においても従来型の不足払い制度よりも生産者に有利である。

(注5) JETRO (2002a), 2頁。

(注6) 服部 (2001), 20頁。

(注7) 服部 (2001), 20頁。

(2) 受取額の制限

ただし、2002年農業法でも個人の受取額には上限が設けられている。96年農業法では直接固定支払い額の受取限度額を一人当たり4万ドル、またマーケティング・ローンと融資不足払いにおける受取額の上限を合計で7万5,000ドルと定めている。ただし、その後15万ドルまで引き上げている。

2002年農業法でも同様である。生産者一人当たりの直接固定支払い受取限度額が4万ドル、価格変動対応型支払いの場合が6万5,000ドル、マーケティング・ローンの受取限度額が7万5,000ドルと規定されている。

また、2002年農業法でも96年農業法に引き続いて、3 entityルールが適用される。つまり、個人が自分名義の農場だけではなく、自分が株式を所有している農場について2つまで補償の対象となる。ただし、それぞれに受取額の上限が設けられている。先に述べたように第一農場の場合4万ドルが上限で、第二、三農場は、それぞれ2万ドルが上限で、合計で8万ドルが上限となる。

また、マーケティング・ローンと融資不足払いによる補償額にも3 entityルールが適用される。金額は、第一農場が7万5,000ドルで、第二、三農場がそれぞれ3万7,500ドルで合計15万ドルが上限となる。し

たがって、直接固定支払いと合わせると、最大23万ドルの利益を享受することができる。

(3) 環境保全・国内食料・輸出補助金

また、土壌保全留保計画(CRP)に代表される環境保全も計画規模が拡大している。CRPは、土壌浸食を起こしやすい既耕作地や一定の限界牧草地を、長期間にわたり草地や林地等に転換させる制度で、政府は計画に参加した生産者に対して土地の賃貸料等の援助を行っている。96年農業法では、CRP計画が契約終了した土地を改めて生産弾力化契約に登録して直接固定支払いを受けることができる。

たとえば、CRPは、保全対象面積の上限を96年農業法の3,640万エーカーから3,920万エーカーに拡大される。96年農業法では上限は引き下げられているだけに、明らかに積極的な保全策に転換している。また、湿地保全計画(WRP)についても同様である。保全対象面積の上限が107.5万エーカーから一気に227.5万エーカーにまで引き上げられた。水質や土壌保全を目的とするEQIP計画(Environmental Quality Incentive Program)についても、96年農業法の13億ドルから2002年農業法には58億ドルまで大幅に引き上げられた。

輸出補助金関係は、新しい制度の改変はなく、補助水準も基本的にはそれほど変化はない。96年農業法では、1996年から2002年までの期間の輸出奨励計画(EEP)における支出限度額を約32億ドルと規定している

が、2002年農業法についても各年4億7,800万ドルで総支出額の上限を28億7,000万ドルと定めている。販売促進計画(MAP)も、96年農業法での支出限度額6億3,000万ドルに対して、8億7,500万ドルと若干高い程度である。

4. 農業法への反応

まとめに代えて

今回の農業法は、積極的にセーフティネットを構築しようとする内容となっており、各関係団体の反応は全般的に好意的である。^(注8)

アメリカン・ファームビューロー(AFBF)は、特に価格変動対応型支払い制度の創設を賞賛している。また、政府の農業政策に対して厳しい評価を下すナショナル・ファーマーズ・ユニオン(NFU)も、パッカーによる家畜所有制限に関する規定が盛り込まれなかった点などについて一定の留保をしつつも、改善されたセーフティネットを確実に供給するものと、その成立を歓迎している。

さらに作物別にみると、96年農業法では直接固定支払いの対象外とされた大豆については、価格変動型対応支払いの対象にもなることから、高い評価を受けている。トウモロコシについても、単収が更新できることから生産者の手取り額が増えるものと予想されるので、やはり肯定的に評価している。米についても同様である。

ただし、補助金のバラマキとの批判もあ

る。5月6日時点で、517億ドルの財政追加支出が見込まれており、当初想定した以上の予算規模となる。また、補助金の受取額に上限が設定されているとはいえ、大規模穀物農家へのバラマキとの批判も絶えない。^(注9)

さらに、96年農業法以降、作付制限が撤廃されたために、供給が刺激されて穀物価格は低下する傾向にある。2002年農業法では、作付制限の撤廃はそのままにして補助金を追加することになるために、供給をさらに刺激する可能性がある。

いずれにしても、今回の農業法は中間選挙を控えてかなり政治的な要因に影響を受けている。EUやカナダ、オーストラリアなどからも批判が出ているだけに、今後対外

的な交渉においてどのような戦略をとるのか注目される。

(注8) JETRO (2002b), 2頁。

(注9) JETRO (2002a), 2頁。

<参考文献>

- ・拙稿(1996)「アメリカの96年農業法の概要とその背景 - 一段と加速する市場メカニズムへの移行 - 」『農林金融』7月号
- ・手塚眞(1988)『米国農業政策形成の周辺』, 御茶の水書房
- ・中野一新編(1998)『アグリビジネス論』, 有斐閣
- ・服部信司(2001)「農業経営安定対策の国際的動向」農業構造問題研究2002年No. 1
- ・JETRO (2002a), Food & Agriculture, No. 2388, 5月20日, 2~3頁
- ・JETRO (2002b), Food & Agriculture, No. 2388, 5月27日, 2~3頁

(副主任研究員 大江徹男・おおえてつお)



亀谷 昶 著

『農業における投資・財政・金融の基本問題』

大著である。全体で約500ページあり、農業を巡る資金の問題に関してあらゆる角度から論じている。亀谷氏のこれまでの研究の集大成であるということができ、「あとがき」によると、執筆に10年余の歳月を要し、「自分のために、自分自身を納得させるために書いた」ということであるが、読者は本書を読むことにより著者の整理の過程を追体験することができ、農業の資金問題について全体像をつかむことができる。

本書の最も大きな特色は、一人の著者によって農業投資、農業財政、農業金融、農協金融が一つの本の中で体系的に論じられていることであろう。本書を読んでよくわかるように、これらは相互に密接不可分の関係にあり体系的に理解する必要があるが、これまでは、それぞれの分野ごとの専門家によって別々に論じられることが多かった。

また、本書は副タイトルとして「理論と検証」とあるように、最新の理論を紹介するとともに日本農業の具体的なデータを多く盛り込んでいることも大きな特色であり、読者が理論を現実と結びつけながら理解できるよう工夫されている。

本書の内容を章に沿って紹介すると、第1章「農家金融・農業経営金融の経済理論」では、農家・農業経営というミクロの

視点から、その金融行動、金融機能について金融理論、農業経営学、農業会計学の研究成果を踏まえ論じている。具体的には、農業経営の資金調達、最適資本調達、資産選択行動、農業経営成長についての理論を紹介するとともに、統計データに基づいて日本の農業経営のレバレッジ比率、負債比率等の分析を行っている。

第2章「農業投資と危険性・負債問題」では、農業投資に伴う危険性（リスク）、不確実性と経営意思決定についての理論を紹介し、農業経営のリスク対応と農業経営負債問題について論じている。また、1980年代のアメリカの農業負債・農業金融危機問題についても簡単に解説している。

第3章「農業資本形成の動因と水準」はマクロ的な分析であり、「農業・食料関連産業の経済計算」のデータを使って戦後の農業投資の性格を示すとともに、農業資本形成に果たした財政・金融の役割について制度資金を中心に説明している。「農業・食料関連産業の経済計算」のデータを時系列に並べるだけでもかなりのことが解明できることを本章で教えられた。

第4章「農業財政と農業公共投資」では、農業投資に果たす農業財政の役割を論じており、財政の意義を公共経済学の理論に基づいて整理したあと、農業基盤整備（農業公共投資）が正当化される理由について、外部経済効果、地代節約効果、食料安全保障という観点から論じている。さらに、過大な公共投資が国債の累増や環境破壊をもたらしたとし、21世紀の農業公共投資の改革課題として、公共投資の評価制度、情報公開、効率

化,民営化,公共投資水準の適正化をあげている。

第5章「農業政策金融の機能と効果」では,農林漁業金融公庫,農業近代化資金等の制度資金について,その機能と効果を論じており,農業政策金融が必要な理由として,金融市場における信用割当への制度補完的対応,農業生産の低効率性への市場補完的対応,農業インフラの整備・発展的農業経営の育成などの政策誘導的対応,の三つをあげている。さらに,農業政策金融の現状を概観するとともに,農業基盤整備資金(農林公庫資金),農業近代化資金,スーパー総合資金制度について,その意義と役割を検討し,最後に,近年の財投改革論議も踏まえて農業政策金融の改革課題を提言している。

第6章「JA金融の枠組・変容と改革」では,最初に農協信用事業の存在理由,機能について説明したあと,JA金融の展開過程と現状についてデータに基づいて解説している。著者は,JA金融は,現在,大正末期の産業組合中央金庫の設立,昭和初期の金融・農業恐慌による農村産業組合の信用不安,戦後の新しい農協制度の成立に伴う農協系統信用事業のスタート,に比肩すべき「歴史的転換期」に立っているとしており,その問題領域を,金融自由化・金融システム改革への対応,JA合併・系統組織再編,の二つに整理している。そして,JA金融の改革方向として,JA単協金融の独立事業化・金融総合センター化,JA系統金融の新システム構築と機能分担化,JA系統金融の協同性と市場競争力の確保,

JA系統金融の経営健全化とセーフティーネット化,の四つをあげている。

亀谷氏は,第6章の最後のほうでJA金融の今後のあり方として次のように書いているが,同感である。

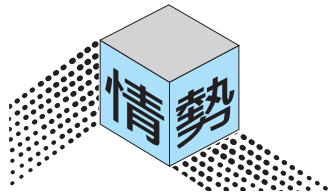
「今後とも地域性や情報の非対称性によって,リテール金融分野として農村・地域的金融市場をセグメントしていくことが可能である。……市場型金融システム下でも,業務目的や業態を異にする金融機関の併存と競争は可能であり,協同組合金融機関の存立とサバイバルは可能である。そして,その実現のためには,協同性の社会的理解と市場競争力を高めることが不可欠である。この見方の基底には「協同組織金融の原理と市場型金融の原理との併存を可能にする社会経済的な仕組・制度の形成」の問題が横たわっていることを認識しておきたい。金融自由化・金融システム改革の第一段階では,各金融機関や業態間の同質化が進むが,第二段階に入ると,各金融機関が特性を発揮するようになり個性化が始まるとみられる。JA金融は協同組織金融としての高い志をもって,その個性的なシステムと運営体制を創出しなければならない。」

本書は,大著であるためすべてを読み通すのはなかなか難しいと思われるが,様々な問題に直面した時に事典的に使うこともできるし,問題に対する分析手法を学ぶこともできる。久方ぶりに出た農業金融の貴重な文献であるということができよう。

養賢堂 2002年1月

7,000円(税別) 495頁

(主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう)



水産物流通における電子商取引（Ｅコマース）

事例にみるその可能性

目次

はじめに

1. 電子商取引の全般的な動向

- (1) 市場規模に関する動向
- (2) 企業の動向

2. 消費者向け取引（BtoC）

- (1) 日本における現状
- (2) アメリカの現状と展望

3. 企業間取引（BtoB）

- (1) 日本における現状
- (2) アメリカにおける事例

4. 水産物電子商取引の現状と展望

- (1) 水産物電子商取引の現状
- (2) T事業協同組合の事例
- (3) 水産物電子商取引の展望

まとめ

はじめに

電子商取引にかかる2001年の市場規模は、消費者向け（BtoC）が1兆4,840億円、企業間（BtoB）が約34兆円とされ、2006年にはそれぞれ16兆円強、125兆円超へと急拡大するものと推計されている。^{（注1）}

少し古くなるが、2001年6月26日付の日本経済新聞に「資材調達、デフレに挑む」との見出しで、企業間電子商取引に関する記事が掲載された。当該記事に引用されている「資材・部品の調達総額に占める現時点のオープン調達の比率は、米国の先進業種が20～30%、日本はまだ5%程度」（米サイクロン・コマース日本代表村沢氏談話）という状況を踏まえれば、冒頭の推計値にもそれなりの説得力があるというものだ。また、消費者向け電子商取引についても、インターネット・ショッピングやショッピン

グ・モールといった言葉が新聞紙上等を賑わすことも多い。

わが国における電子商取引の将来性は推測されているように前途洋々としたものなのかどうか、新聞等で報道されたさまざまな事例や各種調査の結果をもとに「BtoC市場」および「BtoB市場」それぞれを展望し、そのなかで生鮮食料品、なかんずく水産物取引における可能性について考えてみたい。

（注1）経済産業省、電子商取引推進協議会、NTTデータ経営研究所の共同調査「平成13年度電子商取引に関する市場規模・実態調査」（2002年2月19日）

1. 電子商取引の全般的な動向

(1) 市場規模に関する動向

冒頭に紹介した電子商取引市場の規模に関する調査結果を第1表にまとめた。この調査では、電子商取引化率（EC化率）についても、BtoC市場が0.55%（2001年）から

第1表 日本におけるEマーケットの規模

	2001年		2006	
	全体	食品	全体	食品
BtoB (EC化率)	34.0兆円 (5.04%)	8,170億円 (1.34%)	125.4兆円 (17.5%)	8.2兆円 (12.6%)
BtoC (EC化率)	1.5兆円 (0.55%)	560億円 (0.13%)	16.3兆円 (5.8%)	1.2兆円 (2.6%)

資料 経済産業省 ECOM NTTデータ経営研究所「平成13年度電子商取引に関する市場規模・実態調査」
(注) BtoBは「食品」、BtoCは「食料品」としてセグメントされている。

5.8%(2006年)に、BtoB市場が5.04%(同)から17.5%(同)に、それぞれ拡大すると推計している。電子商取引化率にかかる数字はあくまでも調査対象分野・商品全体についてのものであり、電子商取引との親和性の高い分野・商品についてはそれ以上のペースで普及・拡大するだろうし、その逆のケースもあるだろう。電子カタログとしていかに映像等を組み込んだところで「実際に目で見て、手にとって」ということができない分、色合いや品質等についての不安が残るという問題があるからである。その意味では、工業製品等規格性のある分野・商品ほど親和性が高いということができよう。ちなみに、上記調査における2001年度の電子商取引化率の上位には、「PCおよび関連製品(EC化率12.2%)」「自動車(同2.8%)」(以上BtoC市場)、「自動車(同30.5%)」「電子・情報関連機器(同24.2%)」(以上BtoB市場)が並んでいる。

最も規格化が困難とみられる生鮮食料品についてはどうだろうか。再び前記調査から食品ないし食料品に関する数字を拾い出せば、BtoC市場が560億円から約1兆2千億円に、BtoB市場が8,170億円から約8兆

2千億円にそれぞれ拡大し、2006年の電子商取引化率(EC化率)はそれぞれ2.6%、12.6%に達するとされている。この調査ではこれ以上の細分化はされておらず、その意味では非規格性商品 なかでも卸売市場での現物取引を基本としてきた生鮮食料品にかかる電子商取引化の展望は不透明である。

(2) 企業の動向

企業の電子商取引にかかる実態調査としては、総務省による「平成13年事業所・企業統計調査(概数集計による電子商取引の状況)」(2002年4月23日公表)がある。この調査は、160万社を超える広範な企業を対象とした全企業ベースでのものであるが、これによれば電子商取引の導入率は10.5%(うちインターネット利用8.4%)となっている。さらに、取引の相手別には企業間8.0%、対消費者4.0%、取引内容別の実施率では、企業間取引が「受注」(57.2%)、「発注」(54.6%)とそれぞれ5割を超えるのに対し、対消費者では「受注」(81.9%)が主体となっている等の実態が明らかにされている。

また、動向に関する調査としては、商工中金が取引先中小企業を対象に行ったアンケート調査^(注2)がある。電子商取引に関する部分の記載概略は次のとおりである。

インターネットの導入率は82.1%(前年同月時点調査比12.9%増)に達し、そのうち63.3%(同6.6%増)の企業がホームページを開設しているが、当該企業のホームページを利用した販売・注文の受付(電子商取

引)については、「導入済み」(前回40.1% 今回37.5%)、「検討中」(同39.2% 同35.1%)がそれぞれ低下し、「予定なし」が増加するなどの動向がみられるとしている。そして、インターネット導入率やホームページ開設率の向上から、全体ではやや増加しているものの相対的には落ち着いた動きと評価している。また、実施企業割合を業種別にみた場合、サービス業で58.8%と高く、卸売業(27.0%)や小売業(35.7%)では低くなっており、とりわけ小売業における実施割合の前回比低下(13.6%)が際立つとしている。

さらに、インターネットの利用目的についても、「一般的な情報収集」(82.4%)、「取引先との電子メール交換」(68.2%)等基本的なものが上位に並び、電子商取引に対する過剰な期待感はないようである。なお、電子商取引関連では「特定企業との受発注取引」(前回26.0% 今回27.5%)が増加し、「BtoC」(同15.9% 同8.4%)や「BtoB」(同11.0% 同6.1%)では減少するという結果となっている。

(注2) 商工中金「中小企業のインターネットの利用等に関する調査」(2001年11月5日発表)

2. 消費者向け取引(BtoC)

(1) 日本における現状

a. ショッピング利用の状況

消費者向け取引については、生産者や生産関係団体、あるいは各種流通関係企業等が、自らホームページを開設し、あるいは

「楽天市場」等のショッピング・モールに出店する形で行っている。しかしながら、日本経済新聞社が2000年度決算について実施した「eコマース・通信販売調査」によれば、ネット通販の売上げが1億円を上回った企業は54社に過ぎず、30億円を超えるのはソフマップ、ヨドバシカメラ、紀伊国屋書店などごく一部に限られている(2001年12月3日付日本経済新聞「ネット通販“接客”で躍進」)。当該記事によれば、ネット通販事業の成否を左右するのは、接客の充実とそれを可能にする物流や在庫管理等のシステム整備とされている。

また、インターネット利用者について実施されたショッピング利用状況^(注3)については、

2001年3月時点の利用者割合は82.5%

2000年以降に利用を開始した人が約半数を占め、この1年で利用者は倍増。特にこの1年間での女性の伸びが顕著

購入商品のベスト3は「衣類・ファッション用品」「書籍」「食品(日常食材を除く)」。「衣類・ファッション用品」が前年比プラス11.9ポイントと大きく伸びたほか、女性利用者の増加を反映して“より日常生活に密着した商品”の購入が伸びている。

インターネット・ショッピングの問題点として、「商品を手にとって確認できない」79.0%、「送料がかかるのが不満」67.8%に続き、個人情報漏洩や販売店の信頼性、さらには商品が届かない等支払上のトラブルに対する不安が指摘されている。

支払方法は「代金引換」50.8%、「クレジットカード(ネットで通知)」45.1%の

順。男性は「クレジットカード(ネットで通知)」の利用が最も多く、女性は「代金引換」「銀行振込・郵便振替(後払い)」等、商品到着後の支払いを選択。等の調査結果が発表されている。

b. 普及上の問題点と課題

ここからどういうことが読み取れるのであろうか。日常商圈では手に入れにくい商品について、あるいは24時間無休・来店不要等の便利さを売り物に、消費者によるインターネット・ショッピングは確実に拡大するだろうが、前述の に指摘されているような「手にとって確認できない」「送料がかかる」等の問題点とともに、 の決済手段も普及上の課題となろう。「代金引換」等商品到着後の支払が多いことについて、男女差を考えれば、おそらくは商品の品質等に対する不安だと思われるが、クレジットカード決済についてのセキュリティ等に関する不安も影響しているものと考えられる。

また、返品制度にかかる日米比較調査をもとに「オンライン・ショッピング市場の拡大にはリターン・ポリシーの緩和が必要」とする提言も行われている(2001年8月13日ジュピターリサーチ社プレスリリース)。アメリカでは、未開封・未使用に限定しないサイトが63%と大部分を占め、また返品期限も30日以上が標準となっている。一方、日本では「不良品・配送ミスの場合のみに限定」(31%、アメリカ0%)、「未開封・未使用に限定」(37%、アメリカ14%)するサイトが多く、返品期限も14日以内が主

流となっている。先の調査で指摘された「手にとって確認できない」ことからくるユーザーの不安は大きく、この障害を取り除くためにも返品制度の改善が必要だということなのである。生鮮食料品の場合においては、この課題をどう整理すればよいのか、大きな問題であろう。

さらに、売上不振や廃棄率20%に達する売れ残り生鮮品の負担等から、事業開始後ほぼ1年半で撤退を余儀なくされたネット^(注4) 専業スーパー「おかいものねっと」の事例もある。とくに生鮮食料品については、消費者ニーズにこたえるための品揃えと返品や売れ残り等にかかる廃棄リスク、この二律背反する命題への対応も整理する必要がある。

(注3) 榊情報通信総合研究所「買い物行動とインターネット・ショッピングに関するアンケート調査」インターネットユーザー対象、有効回答者数3,653名(2001年6月21日 HPにて公開)

<http://www.commerce.or.jp/>

(注4) ユニーやサンクスアンドアソシエイツ等が出資するイーコンビニエンスが運営するもので、中規模スーパーに匹敵する品揃えや受注後2~3時間以内の配送をうたい文句に2000年4月に開業。

(2) アメリカの現状と展望

a. 市場規模と食品をめぐる動向

^(注5) 日本貿易振興会の調査報告書において、2000年第1四半期におけるB to Cの市場規模は52億6千万ドル、小売業全体に占めるシェアは0.7%とのアメリカ統計局発表数値を紹介している。同報告書によれば、食品関連のB to C売上高は2億3,300万ドル(1999年、ジュピター・コミュニケーション社

推計)にとどまり、同年の食料品店売上高4,618億ドルと比べてもきわめて小さいシェアとなっている。拡大傾向にあるものの、かなり低い水準にあるといえよう。また、ドライフードや冷凍食品が購入される品目の上位に並び、生鮮農産物や肉類は購入を希望しない品目の上位に挙げられている。その原因として、「商品を見て触って確かめたい」がわが国同様トップに挙げられているが、次に続く「配達時間と方法が不便」「食品を買うことは社会的活動であり自分で行うべきだ」等、わが国にはみられない理由も挙げられている(第2表)。

b. 方向性と展望

さらに同報告書では、「店舗を持たない『Clicks & Clicks(No Bricks)』と店舗販売と兼営する『Clicks & Bricks』という二つの形態での取組みがみられるが、従来店舗による販売とオンラインを併用する販売方

法『Clicks & Bricks』が新しいトレンドとなりつつある。」としている。わが国における「おかいものねっと」(ネット専業)と「西友ネットスーパー」(既存店舗との兼営)の事例もその方向性を示すものといえる。

こうしたなか、オンライン調査会社ジュピター・メディア・メトリックス社は、「5年後にはEコマースによる小売品目のトップは食品になる」との調査結果を公表(2001年3月15日)した。その内容は、伝統的なオンライン・グロースー(Eコマース食品小売業者)にとっての問題はデリバリー(宅配)にかかる経費であるが、堅調な消費需要と既存のスーパーマーケット・チェーンの活用等によってその解決策が見いだされる可能性が高く、食品のEコマースは消費者の間に定着・拡大するというものである(第3表)。

しかしながら、テキサス州ダラスを本拠に青果物、食肉、その他生鮮食品のほか高級食料雑貨を取り扱っていた有力オンライン食品スーパー「グロサリーワークス・ドット・コム(Grocery Works.com)」が2001年6月に営業を停止。さらに、米ネットスーパー最大手「ウェブバン(1998年創業、カリフォルニア州)」も、「値段が高い」ネット経由の購入は面倒」など利用者の伸び悩みから3年で合計7億ドルの損失を計上し、全社員の3割の人員削減と営業地域の大幅縮小などを迫ら(注6)れたと報道される等、必ずしも順

第2表 アメリカの食品業界における電子商取引(Eコマース)

オンラインによる食品購入に消極的になる理由		(単位 %)	
商品を見て触って確かめたい	75	配達時間と方法が不便	51
食品を買うことは社会的活動であり自分で行うべきだ	37	配達される商品の品質が信用できない	32
値段が高い	26		

オンラインで購入される食品(複数回答)						(単位 %)
ドライフード	冷凍食品	肉類	乳製品	生鮮農産物	その他	
65	33	33	31	23	43	

オンラインで購入を希望しない食品(複数回答)							(単位 %)
生鮮農産物	肉類	乳製品	冷凍食品	ドライフード	その他	希望しない食品はない	
45	42	36	20	5	5	34	

資料 「米国の食品業界における電子商取引(Eコマース)の現状と展望」(日本貿易振興会 2000.12)も、いずれも、FMK Food Marketing Institute(食品市場協会)によるインターネット利用者2,547人対象調査

第3表 エコマースによる上位小売品目の市場規模(アメリカ)

(単位 億ドル)

		1位	2位	3位	4位	5位
2000年	品目	PC	衣料装飾品	書籍	PC機器	PCソフト
	市場規模	62	24	22	15	13
2005 (予測)	品目	食品	PC	衣料装飾品	書籍	音楽
	市場規模	185	123	99	67	54

コメント要約

エコマース食品小売業界大手「ウェブバン」(Webvan)や「ピーポッド」(Peapod)の業績低迷は、デリバリー(宅配)にかかる経費問題に起因。この経費が売上の大きな部分を占め、利益を圧迫。消費需要は堅調であり、既存のスーパーマーケット・チェーンの活用等によりその解決策が見いだされる可能性が高い。
また2001年に入り、「イングル・マーケット」(ジョージア州)や「HEバット店」(テキサス州)など、地域型スーパーマーケット業界でのネット販売参入が活発化。

資料 農林水産省ホームページ「海外農業情報」
2001.3.15「5年後には食品がエコマースのトップに」(ジュピター・メディア・メトリックス社調査結果)

調に推移しているとはいえない側面もあるようである。

(注5) 日本貿易振興会『米国の食品業界における電子商取引(エコマース)の現状と展望』2000年12月

(注6) 「電子商取引 離陸の条件(下)」(2001年6月23日付日本経済新聞)

3. 企業間取引(BtoB)

(1) 日本における現状

企業間取引については、電子商取引導入にかかる売り手と買い手それぞれの姿勢の組み合わせによって、4通りの取引形態が考えられる(第4表参照)。このうち、出現事例が多くみられるのは「ネット調達型」

と「ネット市場型」である。BtoBにおいては、BtoCにおいてよくみられる「ネット販売型」はあまりみられず、事務用品等の「アスクル」程度となっている。

a. ネット調達型の事例

前者の事例としては、「すかいらーく」や「西洋フーズシステムズ」等外食系企業や「アサヒビール」や「日本コカ・コーラ」等各種メーカーでの導入が急拡大している。いずれも原料や資材の調達に関して、原材料メーカーとの個別交渉を基本とした従来型の調達からネット取引(ネット入札)による調達に改めるものである。具体的には、インターネットを利用して複数の企業に納

第4表 「BtoB」導入姿勢区分による取引形態分類

	売り手	買い手	事例
相対取引型(EDI利用)	受動的	受動的	EOS採用スーパー等
ネット販売型	能動的	受動的	アスクル、アスクルBtoBマート
ネット調達型	受動的	能動的	すかいらーく、西洋フーズシステム
ネット市場型	能動的	能動的	「あぐりぷらっと」、「イズミヤ卸市場」、ワイズシステム、アイフィッシュ、FOL

資料 EDI(Electronic Data Interchange): 電子データ交換
EOS(Electronic Ordering System): 電子発注システム

入価格等を入札させるものであるが、そのねらいとするものは調達コストの削減や新たな調達先の開拓である。経済の成長期、すなわち“作れば売れる・儲かる”時代は原材料の安定調達(=生産量の確保)に主眼が置かれたが、昨今のデフレ環境下、あるいは低価格輸入品の増加等を背景とする調達リスクの希薄化もあり、低コスト調達に比重が移っている。なお、外食系企業の調達対象とする生鮮食材に関しては、最終的には既存の卸売市場経由での調達によって担保されるという安心感も、今後の普及を下支えすることとなる。

b. ネット市場型の事例

後者の事例としては、花卉を対象とする「フラワーワイズ」(ワイズネット)、農産物を対象とする「あぐりぷらっと」(e-アグリ)、加工食品を対象とする「イズミヤ卸市場」(イズミヤ)、そして鮮魚も含む食品を対象とする「フーズインフォマート」(インフォマート)などがすでに稼働している。「あぐりぷらっと」は、農産物生産者と中小スーパーとの売買を仲介しており、取扱品目は約60の農産物。また、2001年3月から中小スーパー向けに電子商取引事業を展開している「イズミヤ卸市場」は、缶詰等加工食品中心に約150品目。なお今年8月には、花卉の電子商取引(EC)市場「フラワーワイズ」を運営するワイズネットが農産物のEC市場「グリーンワイズ」を本格稼働させ、中古厨房機器販売のテンポスバスターズも飲食店向けの専門サイト「テンポ

ス市場」を開設するなど、EC市場運営への参入が相次いでいる。

いずれも稼働後まだ日も浅く、多くの場合取扱実績等の発表は行われていないが、次の事例についてはおおむね順調に推移しているものといえる。まずは、国内最大の食品専門電子市場「フーズインフォマート」。会員数は4,600社(売り手企業2,200社、買い手企業2,400社)に達し、2001年12月期推定売上約5億円(うち出店料等会員からの収入4億5千万円強)^(注7)を確保と報道されている。次に「フラワーワイズ」。2000年6月に本格稼働し、同年12月には月間1億3千万円の取扱高を確保したとしている。

(注7)「インフォマート 食材取引で電子市場運営」(2002年1月9日付日経金融新聞「新・上場予備軍」)

(2) アメリカにおける事例

企業間取引(BtoB)にかかる調査報告についてはとくにまとまったものは見当たらず、農林水産省がホームページ上で公開している「海外農業情報」から該当部分を抜粋・要約して以下に記載する。水産物に関しては、市場規模の1%程度を占めるに過ぎない現状であるが、青果等他の生鮮食品と合わせ、大手スーパー等の調達の有力手段として急速に拡大するものとみられているようである。

a. シーフード業界でのネット取引

(2000年7月12日)

すべての業種向けの企業間取引(BtoB)サイトは200を超える。うち水産物取引サイ

トは10社程度展開しているが、シーフードビジネス誌は“乱立のあと、2～3のサイトに収斂する”と予想。

b. シーフード産業界でのネット取引

(2000年8月1日)

大手シーフード製造企業9社がSeafood Alliance.comを共同運営し、生鮮・冷蔵シーフード流通業者向けのインターネット企業間取引を計画。実現すればGofish.comやFishmonger.com, Agribuys.com, Worldcatch.com, Globalfoodexchange.comに続くものとなり、シーフード産業界におけるインターネット取引の展開にいつそう拍車。

c. 大手スーパーによる青果類オンライン

調達(2000年9月28日)

全米3位の大手スーパーチェーン「セイフウェイ社」(99年の売上281億ドル、店舗総数1,445)が、加州産青果を手始めにオンライン調達を計画。

Eコマースの活用が、ビジネス経費および時間の大幅な節減につながることは他の業界で既に立証されており、青果業界においても日常売上のオンライン化が加速度的に推進されるものと予測。

d. シーフードEコマースの今後の展望

(2000年12月18日)

99年にはじめて企業間インターネット取引会社が設立されて以来、水産物のインターネット取引は順調に拡大し、現在は全

世界の水産物取扱総額の1%を占めると推定。こうしたなか、イーマーケット社は

2003年までに販売側企業で30～40%程度の導入が見込まれ、一方購買側企業は80～90%程度まで進展、大型量販店等購買側先導は仕入ルートの簡素化を要求し、水産物単独よりも食品全体を扱う取引会社を選択、と予想。

4. 水産物電子商取引の現状と展望

(1) 水産物電子商取引の現状

水産物についての電子商取引は、産地の漁協や生産者等が独自に、あるいは国内主要ショッピング・モールにホームページを開設する形で行う、インターネットを利用した販売が一般的である。しかしながら、これに関する調査・研究等はほとんどなく、(財)大日本水産会の「平成11年度流通合理化検討報告書」(平成12年3月)が唯一といえるのではないだろうか。同報告書は、アンケート調査と一部インタビュー調査によって、インターネットを使った水産物流通の実態に迫ったものである。これによれば、消費者向け取引(BtoC)が大半を占め、企業間取引(BtoB)でのインターネット利用やEDI(電子データ交換)といった先端的事例は確認できない。また、1998年以降にインターネット販売を開始した事業者が大半で、ほとんどの事業者の売上規模は小さく、ビジネスとして確立している状態とはいえないとしている。

とくに、企業間取引（BtoB）については、「アイフィッシュ」が2001年6月から、「Fish On Line」（エフアイエスジャパン）が同7月から営業を開始したばかりであり、既に実用化しているとされる（2001年9月4日付日本経済新聞記事）「眼利き」（横浜市）もまだそれほどの規模に達していないのではないかと推測される。ちなみに、日本経済新聞の「企業間電子商取引市場に関する実態調査」を踏まえた新聞報道によれば、「Fish On Line」の登録社数は約250社、成約も7月中はわずか数件（2001年9月4日付同新聞記事）となっている。次に概略を紹介するT事業協同組合の事例からしても、水産物に関してはこれからということだろう。

（2）T事業協同組合の事例

T事業協同組合は、T地方の6つの卸売市場（中央卸売市場2，地方卸売市場4）の卸売会社が、共同購買と情報・流通両システムの開発を目的に1998年に設立したものである。その後二つの中央卸売市場の卸売会社が参加し、現在は8社で構成されている。最も早く、水産物に関しての企業間取引（BtoB）に取り組んだ事例といえるものである。

T事業協同組合を構成する8社の合計取扱高は、T地方計51市場の総取扱高に対しておおむね42%のシェアとなっているが、中央魚類（東京／築地）やマルイチ産商（長野）1社の取扱高にも達しない状況にあり、集荷力向上が緊急の課題となっていた。このため、1999年に先進事例「九州ネッ

トワーク事業推進協議会」（青果物の市場間取引システムを構築・運営）の調査を実施し、市場間ネットワークシステムに一部メーカー（大手水産会社，商社等20社程度）を参加させる企業間取引システムを構築したものである。集荷力向上を目的とする仕入れの集約化も一部品目にとどまっている現状であるが、将来的には保管・配送業務面での共同化も実現し、在庫・配送コストの削減効果をもたらす物流ネットワークへの高度化を展望している模様である。

システムは、LANとインターネットの共用となっているが、「ノーツ」利用のLANは、容量が小さく不便、担当者異動等登録の変更の都度システム運営委託会社に料金を支払う等、問題があるとのことである。また、基本的には「売り情報」と「買い情報」の登録・公開による取引であるが、同一商品について複数メーカーの参加を認めたため、建前上の単価入力になってしまう等の問題点も指摘されている。このため、登録情報をもとに電話やファックス等を使って個別折衝を行うということで、「無駄な通信費を節約できるだけで、基本的には今までと変わらない」程度のものである。なお、決済については組合経由と直接決済があり、同システムによるトータルとしての成約高は把握できないが、組合経由の取扱高は2000年度2億円、2001年度第1四半期1億円とのことである。取扱実績は拡大基調にあるが、十分機能しているとはいえない状況にあり、当該システムの

再構築を計画している模様である。

(3) 水産物電子商取引の展望

水産物取引における電子商取引化進展の見通しはどうか。国内および海外の先行事例、あるいは品目別電子商取引化率に格差をもたらしている要因の一つでもある電子商取引そのものが持つ特性から、その可能性を考えてみたい。

a. 第1の課題 標準化

電子商取引の対象商品としての資格要件の第一は「品質の保証」であろう。いかに写真等の映像を添付し、サイズ・重量を書き加えても、鮮度や味を表現することはできない。この点はカタログ等による通信販売と同様の課題である。すなわち、すでにブランドとして固定した評価を得ている商品以外のものについては、鮮度や味については標準化(=等級付け)が必要となろう。

2001年4月に公表された農林水産省の「21世紀における農林水産分野のIT戦略」では、「電子商取引の推進と消費者への情報提供の充実」の項で、

<目標>

平成14年度までにEDIを活用した水産物産地流通システムの開発・実証等を行うことを目指し、電子商取引の普及を推進する

<推進方策>

水産物流通では、複数の産地市場をネットワーク化し、取引の電子化(電子セリ)を推進するとの記載がある。これを受けて生鮮食品の電子データ交換(EDI)システムづくりを進める食品流通IT戦略会議(食品流通構造改善促進機構が事務局)では、青果、花卉、食

肉、水産の生鮮4品の標準製品コードと標準メッセージを設定し、2001年度からビジネスモデルの採択に向けた実証試験に入っている。現在の水産物にかかる電子商取引市場で標準化(=コード化)を実現しているのは「アイフィッシュ」のみという状況であり、^(注8)簡単なメッセージによってサイズ・重量等を表現している市場がほとんどである。水産物流通業界において標準製品コード・標準メッセージが有効に機能するかどうか普及に向けた第一の関門といえ、同取組みの今後の展開が注目される。

b. 第2の課題 決済システム

次に問題となるのは決済システムであり、セキュリティ面とともに決済の確実性が課題となる。電子商取引を行うホームページの実に8割で情報管理上の欠陥が指摘されており(独立行政法人産業技術研究所調査)、これを受けて経済産業省が情報管理強化についての通知(2001年10月30日)を出したことで明らかなように、利用者の個人情報漏洩の防止策強化が課題となっている。

また、ネット取引市場においては、不特定多数の買い手と売り手によって取引が行われるなど与信管理上の困難性が伴うため、決済の確実性も要求される。これに対しては、UFJ銀行が与信・決済一貫サービスを提供し、あるいはNTTデータ・マイクロソフト・コンパックコンピュータが決済や物流サービスを含めた一括支援システムを提供する等の動きもある。「Fish On Line」では与信管理・ファクタリングサー

ビスを行う「eGuarantee」という金融ポータルを電子商取引市場システムに組み込んでいる（手数料は取扱手数料6%の中に含め、販売元が負担）。「アイフィッシュ」においては、代行決済機関斡旋制度を準備している。代行決済機関が与信調査を行い、販売先別に保険料率を設定（1.5～3.5%）し、販売元は1.5%を上限に負担する。そして、これを超える保険料部分を販売先が負担するというものである。手数料負担等も含めた使い勝手とセキュリティ面が問われることとなる。

消費者向け取引については、イーバンクやジャパンネット銀行等のネット決済も登場しつつあるが、前述したセキュリティ面での不安を完全に払拭できるのかという問題や、さらにそのためにだけ口座を持つ人がどれだけいるかという問題もある。

c. 第3の課題 デリバリーシステム

最後の課題は、とくにBtoC市場に関してのデリバリーシステムである。女性の社会進出や核家族化のいっそうの進展は、宅配時における不在機会の増大をもたらす。正確な配達日時の事前連絡や再配達等受取人不在時の対応等、デリバリー面での手当てを要求する。また、購入商品価格に比較して相対的に大きな運賃負担の問題もある。アメリカの事例においても、Eコマース食品小売業者にとっての経営問題の多くが、デリバリー（宅配）経費に起因することは既にみたとおりである。ネット取引にかかる代金決済と配送を仲介する「エスクロー

サービス」を行う企業も設立されているが、仲介手数料に配送料実費を加算する程度の料金水準となっており、基本的な解決につながるとはいえない状況である。

さらに、生鮮食品のなかでも、とくに鮮魚に代表される水産物については、確実な商品授受とともに、それまでの適切な鮮度管理が必要とされる。これに対しては、24時間営業のコンビニエンスストア自身が展開する電子商取引にかかるシステムと連携したデリバリーシステムの構築が有効と思われる。しかしながら、「セブンドリーム・ドットコム」（セブンイレブン系）、「ファミマ・ドットコム」（ファミリーマート系）等コンビニエンスストア各社の電子商取引（EC）事業は計画の4～5割程度の水準にとどまるなど苦戦中であり、今後の動向・展開が注目される^{（注9）}ところである。

なお、ネット取引に分類される企業間取引市場においては、T事業協同組合の事例からみても、価格情報の管理問題について一考する必要がある。市場運営上、競合する同業者を排除する方法はマイナス要因となるため採用できないからである。効率性の点では劣るが、価格情報を登録せず、見積もり方式でこの問題に対応している「フーズインフォーマット」型も一つの方法と考えられる。

（注8） 国名・産地3けた、生産区分・加工方法・採捕方法2けた、グレード・荷姿1けた、形状・部位2けた、サイズ1けた、魚種4けた、計13けたのコードで表示。

（注9） 「電子商取引 コンビニ苦戦」（2001年8月18日付日本経済新聞）

まとめ

消費者向け取引については、決済システムやデリバリーシステムの課題が重くのしかかり、さらに購入者メリットもかなり限定されることから、冒頭に紹介した食品分野での電子商取引化率2.6%（2006年）到達も、現状のシステムを前提にした場合かなり厳しい数字といえるのではなからうか。24時間営業のスーパーマーケットがどの程度普及・拡大するのか、あるいはコンビニエンスストアでの生鮮食品取扱がどこまで拡大するのか等、既存小売業態の今後の動向にも大きく左右されるものと考えられる。もちろん、一定の商品やサービスにおいては利用の増加が見込まれるものの、その範囲はかなり限定され、IT革命の主役となるほどの拡大は期待できないのではなからうか。

一方、企業間取引における「ネット調達型」については、とくに大きな障害も見当たらず、商品評価やシステム関係の人材を確保できる一定規模以上の企業において拡大するものとみられる。さらに、三井物産がベンチャー企業と組んで提供を始めた「テンダーサイト」等、ネット調達用のインフラサービスなどの動きもこれを後押しするものとみられる。

「ネット市場型」については、商品の標準化、情報・物流等に課題が残る。とくに、鮮魚等水産物については商品評価も含めた標準化が重要であり、これをどの段階でど

う行うか、大きな問題である。生産者サイドで対応するのか、卸売市場や末端流通サイドで対応するのか、それによって産地市場のあり方も変わってくる。増大する輸入水産物の対応をどうするかという問題もあるが、“有機”等食の安全性や資源管理にかかる情報の付加価値化、あるいは現状市場性の乏しい少量多種の水産物資源活用の視点で考えれば、生産者サイド、とりわけ漁協システムからの主体的な取組みも大いに期待したいところである。

<参考・引用資料>

- ・経済産業省、電子商取引推進協議会、NTTデータ経営研究所「平成13年度電子商取引に関する市場規模・実態調査」2002年2月19日電子商取引推進協議会HP
- ・総務省「平成13年事業所・企業統計調査（概数集計による電子商取引の状況）」（2002年4月23日公表）同省HP
- ・商工組合中央金庫「中小企業のインターネットの利用等に関する調査」（2001年11月5日発表）同金庫HP
- ・（株）情報通信総合研究所「買い物行動とインターネット・ショッピングに関するアンケート調査」（2001年8月13日）、同社HP
- ・日本貿易振興会「米国の食品業界における電子商取引（Eコマース）の現状と展望」（2000年12月）
- ・農林水産省HP「海外農業情報」
- ・（財）大日本水産会「平成11年度流通合理化検討報告書」（2000年3月）
- ・ワイズシステム（株）
HP（<http://www.wise-system.co.jp/>）
- ・（株）インフォマート
HP（<http://www.infomart.co.jp/>）
- ・（株）エフアイエスジャパン
HP（<http://www.fis-net.co.jp/>）
- ・アイフィッシュ（株）
HP（<http://www.ifish.co.jp/>）
- ・（財）食品流通構造改善促進機構
HP（<http://www.ofsi.or.jp/>）

（主席研究員 出村雅晴・でむらまさはる）

2001年度下期の農協貯金動向

1. 小幅な動きの農協貯金

2001年9月末に、農協貯金の伸び率は3.0%へと上昇した。11月末まで横ばいで推移した後、2002年3月末には同2.0%となった。

2001年度上期は、高金利時に預け入れられた郵便局定額貯金の大量満期分の流入が伸び率上昇に寄与したが、下期は満期額が減少したことが影響したものと考えられる。^(注1)

以下では、定期性預貯金等のペイオフ凍結解除を控えた2001年度下期の農協貯金の動向について、他業態と比較しながら分析することにする。

(注1) 2001年度上期の農協貯金への満期金流入の影響については、拙稿「2001年度上期の農協資金動向」本誌2001年12月号を参照のこと。

2. 他業態における預金動向

2002年3月の預貯金全体の前年比伸び率は、都銀が4.2%と最も高く、次いで農協2.0

第1表 利用者別預貯金の前年比増減額・伸び率
(2002年3月)

(単位 億円, %)

	預貯金合計	個人	公金
都銀	97,805 (4.2)	66,407(5.9)	4,908 (7.9)
地銀	26,286 (1.5)	39,603(3.3)	5,702 (5.8)
第二地銀	8,498(1.5)	5,009(1.2)	2,675(13.2)
信金	6,900(0.7)	10,399(1.3)	2,220 (8.5)
農協	14,433 (2.0)	15,150(2.2)	687 (2.4)

資料 「農協残高試算表」,日銀『金融経済統計月報』

- (注)1. 農協は未残,それ以外は平残。
2. 農協の個人はデータが取れていないため,貯金合計から公金,金融機関を差し引いた額。
3. 預貯金には譲渡性預貯金を含む。
4. 預貯金合計には,一般法人,金融機関,外貨預金,政府関係預り金,非居住者円預金,譲渡性預貯金を含む。

%,地銀1.5%となっており,農協は地銀よりもやや高い水準にある(第1表)。それに対して,第二地銀は年度を通じてマイナスで推移し,信金は2002年3月にマイナスに転じた。

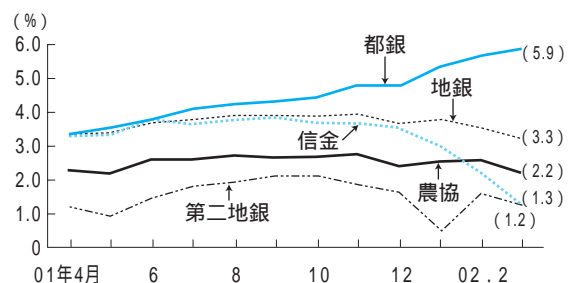
そのうち,公金預貯金については,都銀を除く業態で前年比減少している。地銀,第二地銀,信金は2001年6月以降,農協は2002年3月末に減少となり,ペイオフへの対応策を検討してきた地方公共団体が,預貯金の引出しや預け替えを行ったこと等が影響しているものとみられる。

3. 個人預貯金の動向

こうした公金の動きに対して,個人預貯金は,2002年3月にはすべての業態において前年比増加している。

しかしながら,伸び率の推移をみると,都銀は上昇しているが,地銀,第二地銀,信金,農協は2001年度下期以降低下し,業

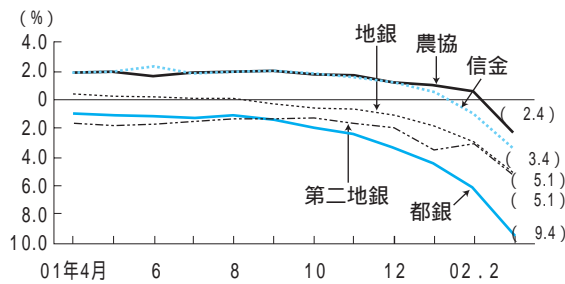
第1図 個人預貯金の前年比伸び率



資料 第1表に同じ

- (注)1. 農協は貯金全体から公金,金融機関を除いたデータであり法人等を含む。
2. 農協は未残,それ以外は平残。
3. 預貯金には譲渡性預貯金を含む。

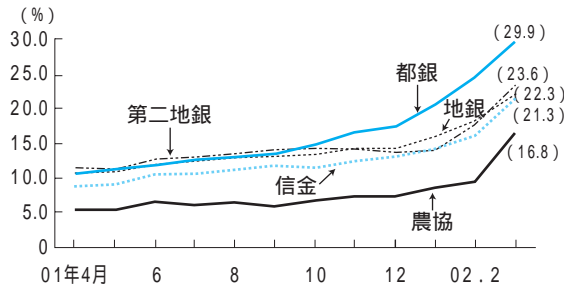
第2図 個人定期性預貯金の伸び率推移



資料 第1表に同じ

(注)1. 農協には個人以外も含む。
2. 農協は未残 それ以外は平残。

第3図 個人流動性預貯金の伸び率推移



資料 第1表に同じ

(注) 第2図に同じ

態間の格差が拡大する傾向にある(第1図)。都銀の伸び率が上昇している一要因としては、信用力の低い金融機関から資金流入していることが考えられる。

個人預貯金の種類別動向をみると、他業態では定期性の伸び率は低下している。農協は2001年11月末まで横ばいで推移し、その後徐々に低下し、2002年3月末にマイナスに転じた(第2図)。それに対して、流動性は2002年1月以降急激に伸びており、2002年3月に農協は16.8%、他業態は20%台の高い伸びとなっている(第3図)。

決済性預貯金(普通預貯金等)が2003年3月まで全額保護されるために、信用リスクに敏感な利用者が定期性預貯金から流動性預貯金に預け替えをしているものと思われる。

この結果、2001年度中に、個人預貯金残高に占める流動性預貯金の割合はいずれの業態においても高まった。^(注2)

ただし、農協は定期性、流動性貯金の増減率がペイオフ凍結解除の直前に変化しており、また他業態と比較すると緩やかな動きとなっている。したがって、同時期の流動性貯金割合の上昇幅も3.4ポイントと他業態と比べるとやや低い状況にある。

(注2) 農協の割合は26.2%、他業態は都銀47.7%(8.8ポイント上昇)、地銀36.0%(同5.6ポイント)、第二地銀27.1%(同4.9)、信金22.8%(同3.8)。

4.まとめ

2001年度下期の農協貯金の伸び率は、2001年11月末まで横ばいで推移してきたが、郵貯満期金の流入額減少に伴い低下している。公金、定期性貯金は、ペイオフ凍結解除直前になってマイナスに転じているが、その動きは他業態と比較すると緩やかなものである。

こうした農協の動きは、利用者の金融機関に対する信頼度が他業態に比べ相対的に高いことを反映しているものと考えられる。

2003年4月には、決済性預貯金についてもペイオフ凍結が解除される。農協において、これまで積み上がった流動性貯金も、今後も滞留しつづけるのか、または定期性貯金へのシフトや他の金融リスク商品等へ流出する可能性があるのか、今後の動向によっては貯金の増減に影響することも考えられる。

(研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(59)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(59)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(59)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(60)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(60)
6. 農業協同組合 主要勘定	(60)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(62)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(62)
9. 金融機関別預貯金残高	(63)
10. 金融機関別貸出金残高	(64)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1997. 4	30,019,900	6,716,323	7,568,924	4,364,773	13,063,441	15,707,442	11,169,491	44,305,147
1998. 4	27,027,739	7,702,581	14,654,345	5,689,898	10,042,223	13,359,247	20,293,297	49,384,665
1999. 4	28,758,850	7,267,159	11,121,449	2,140,851	13,258,147	16,912,755	14,835,705	47,147,458
2000. 4	34,359,607	6,917,248	8,571,677	2,187,621	15,997,784	21,332,754	10,330,373	49,848,532
2001. 4	35,981,255	6,469,671	13,990,481	3,744,652	22,027,477	23,700,821	6,968,457	56,441,407
2001. 11	38,347,607	6,197,303	9,395,062	1,531,781	22,619,923	24,941,557	4,846,711	53,939,972
12	38,052,351	6,151,619	9,483,265	1,363,324	23,425,917	24,534,283	4,363,711	53,687,235
2002. 1	38,330,360	6,116,517	8,635,131	1,279,782	22,907,517	24,807,763	4,086,946	53,082,008
2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264
3	37,317,468	5,946,139	10,171,831	1,632,330	22,988,469	23,737,464	5,077,175	53,435,438
4	37,817,837	5,908,988	9,025,731	1,589,759	23,134,126	22,138,189	5,890,482	52,752,556

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2002年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,727,345	41,017	1,693,013	29	219,860	-	33,681,263
水産団体	1,234,672	5	73,723	15	14,255	-	1,322,669
森林団体	3,335	6	3,185	1	376	-	6,902
その他出資団体	20,401		3,488		254	-	24,143
出資団体計	32,985,753	41,028	1,773,408	45	234,744	-	35,034,977
非出資団体計	482,511	147,647	523,401	117,263	1,473,033	39,005	2,782,861
合計	33,468,264	188,675	2,296,810	117,308	1,707,777	39,005	37,817,833

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2002年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	72,178	326,649	15,204	3	414,033
	開拓団体	3,326	752			4,078
	水産団体	68,658	38,443	44,103	333	151,538
	森林団体	15,359	15,780	1,018	190	32,346
	その他出資団体		553	160		713
	出資団体小計	159,520	382,177	60,485	526	602,708
	その他系統団体等小計	235,840	37,103	233,757	796	507,497
計	395,360	419,280	294,242	1,322	1,110,205	
関連産業	2,637,820	240,562	2,710,174	65,283	5,653,839	
その他	7,893,499	7,290,039	190,397	211	15,374,145	
合計	10,926,679	7,949,881	3,194,813	66,816	22,138,189	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2001. 11	3,941,690	34,405,917	38,347,607	36,750	6,197,303
12	3,761,841	34,290,510	38,052,351	218,940	6,151,619
2002. 1	4,126,759	34,203,601	38,330,360	211,980	6,116,517
2	3,803,200	33,830,084	37,633,284	206,610	6,059,555
3	4,034,907	33,282,561	37,317,468	130,450	5,946,139
4	4,327,089	33,490,748	37,817,837	141,030	5,908,988
2001. 4	3,768,349	32,212,906	35,981,255	433,340	6,469,671

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2001. 11	127,988	1,403,792	22,619,923	7,574,408	196,031	106,100	10,468,268
12	180,638	1,182,684	23,425,917	8,134,023	232,733		10,348,048
2002. 1	70,724	1,209,057	22,907,517	8,594,945	138,385		10,308,570
2	107,588	1,528,554	22,908,006	8,553,921	81,713		10,030,854
3	232,909	1,399,420	22,988,469	8,600,368	35,226		8,931,721
4	117,780	1,471,978	23,134,126	8,536,229	34,834	261,900	7,949,880
2001. 4	191,029	3,553,622	22,027,477	7,753,609	465,208		10,827,301

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2001. 11	50,404,797	48,687,578	226,990	19,589	1,012,441
12	51,311,298	49,298,985	196,210	19,581	1,012,545
2002. 1	50,610,274	49,030,166	224,160	19,755	1,012,557
2	50,723,213	49,029,987	190,120	19,754	1,012,557
3	50,322,047	48,645,276	150,990	27,535	1,019,910
4	50,886,956	49,110,453	155,980	35,132	1,025,827
2001. 4	49,386,999	47,479,864	190,660	19,620	980,211

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。
 4. 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2001. 10	17,151,589	56,340,295	73,491,884	853,669	659,591
11	17,086,637	56,337,318	73,423,955	830,803	639,182
12	17,728,868	56,859,110	74,587,978	775,117	591,494
2002. 1	17,216,113	56,673,113	73,889,226	767,115	586,894
2	17,810,452	56,243,326	74,053,778	753,834	574,839
3	19,234,336	54,303,376	73,537,712	772,339	595,916
2000. 3	16,464,414	55,630,076	72,094,490	838,838	645,087

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 貸出金のうち短期は1年およびそれ以外のもの。
 5. 貸出金のうち長期は1年をこえるもの。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 受 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
298,966	1,863,734	1,124,999	6,070,613	53,939,972
250,157	2,207,738	1,124,999	5,681,431	53,687,235
398,837	1,623,482	1,124,999	5,275,833	53,082,008
744,387	1,661,746	1,124,999	5,853,683	53,284,264
899,346	1,250,534	1,124,999	6,766,502	53,435,438
646,814	1,660,942	1,124,999	5,451,946	52,752,556
1,784,460	3,573,920	1,124,999	7,073,762	56,441,407

貸 出 金				コ ー ル 口	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
11,159,424	3,238,976	74,887	24,941,557	563,284		3,981,297	53,939,972
10,799,748	3,305,243	81,242	24,534,283	375,841	24	3,755,113	53,687,235
11,144,046	3,282,945	72,202	24,807,763	350,044		3,598,517	53,082,008
11,497,594	3,293,253	69,045	24,890,748	328,245		3,439,409	53,284,264
11,565,186	3,161,748	78,807	23,737,464	377,202		4,664,747	53,435,438
10,926,678	3,194,813	66,816	22,138,189	366,951		5,226,798	52,752,556
9,569,539	3,204,050	99,930	23,700,821	708,682		5,794,568	56,441,407

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち 系 統				計	うち 金 融 機 関 貸 付 金
48,149	33,404,025	33,267,701		411,981	12,720,773	5,400,189	493,356
103,054	34,301,706	34,173,741		404,087	12,675,462	5,401,459	495,721
52,447	33,265,413	33,167,322		399,588	13,123,424	5,402,248	497,937
49,411	33,189,464	33,100,530		391,321	13,265,989	5,408,060	499,877
58,751	32,626,589	32,507,073		274,609	13,196,919	5,353,630	502,230
57,439	33,742,360	33,637,205		329,268	12,924,579	5,288,871	505,328
49,681	33,336,852	33,039,164		365,628	11,662,059	5,311,806	485,280

5. 受託貸付金は外書である。

6. 1999年10月より統合県JAは含まない。

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	うち 系 統	計	うち 国 債	計	うち 農 林 公 庫 貸 付 金	
331,748	49,031,090	48,735,001	3,973,912	1,190,560	21,881,197	436,379	1,147
346,789	48,882,606	48,583,412	4,011,084	1,227,109	21,854,601	425,125	1,147
391,883	49,932,684	49,609,790	4,001,303	1,227,777	21,719,031	417,353	1,146
352,286	49,198,128	48,943,320	4,178,168	1,402,235	21,598,494	415,125	1,143
340,500	49,347,512	49,102,933	4,244,510	1,473,047	21,609,566	405,964	1,124
349,565	49,072,546	48,788,484	4,067,390	1,370,898	21,735,764	402,965	1,120
327,649	47,773,861	47,347,119	3,830,933	1,014,682	22,007,874	443,077	1,271

6. 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系 統 預 け 金}}{\text{預 け 金} + \text{コ ー ル ロ ー ン} + \text{買 入 金 銭 債 権} + \text{金 銭 の 信 託} + \text{有 価 証 券} + \text{金 融 機 関 貸 付}} \times 100$

7. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

8. 1999年10月より統合県JAを含む。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2002. 1	2,374,667	1,930,150	45,559	53,220	9,704	1,434,294	1,399,305	218,684	803,819	
2	2,372,143	1,922,857	45,538	53,310	9,074	1,432,808	1,400,811	216,512	803,319	
3	2,365,943	1,817,387	40,918	58,781	13,888	1,437,835	1,382,668	212,729	803,420	
4	2,309,195	1,798,790	43,128	58,552	11,243	1,397,195	1,363,157	211,183	791,113	
2001. 4	2,396,552	1,957,626	44,910	51,946	8,230	1,444,151	1,412,560	219,241	819,358	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2001. 11	1,323,594	875,453	417,056	305,578	157,184	8,374	1,191,589	1,124,179	21,048	497,910	22,551	705
12	1,355,411	870,089	411,157	300,875	156,501	11,265	1,214,042	1,163,233	20,357	488,263	22,430	692
2002. 1	1,303,572	855,525	394,124	286,071	155,672	8,309	1,175,767	1,126,823	20,471	466,358	21,633	673
2	1,288,748	838,023	390,420	282,703	154,424	7,650	1,164,105	1,116,679	21,156	457,486	20,987	660
2001. 2	1,392,402	927,873	428,359	310,062	162,792	7,487	1,250,466	1,183,098	21,489	509,267	19,905	791

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867	
	2000. 3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702	
	2001. 3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336	
	2001. 4	725,441	493,870	2,172,360	1,806,392	572,148	1,051,292	181,365	2,494,935	
	5	724,988	495,264	2,187,331	1,790,698	565,411	1,044,223	179,266	2,472,485	
	6	736,029	507,235	2,120,188	1,808,560	572,280	1,057,643	180,123	2,474,668	
	7	734,051	505,267	2,110,574	1,782,634	567,953	1,051,693	178,312	2,437,606	
	8	735,284	505,537	2,109,800	1,777,104	565,479	1,051,469	176,959	2,433,084	
	9	732,472	502,706	2,127,844	1,787,442	570,717	1,053,562	175,536	2,419,976	
	10	734,919	505,148	2,122,678	1,756,302	562,442	1,047,977	172,548	2,416,928	
	11	734,240	504,048	2,168,775	1,773,214	563,620	1,045,148	169,824	2,394,828	
	12	745,880	513,113	2,164,499	1,795,647	573,354	1,060,555	168,160	2,404,964	
高	2002. 1	738,892	506,103	2,191,177	1,762,850	558,264	1,042,036	162,893	2,399,035	
	2	740,538	507,232	2,229,301	1,766,788	557,739	1,040,017	160,020	2,403,183	
	3	735,377	503,220	P 2,262,038	P 1,809,792	P 559,649	P 1,028,221	153,544	2,394,797	
	4 P	737,431	508,870	P 2,321,508	P 1,803,616	P 556,635	P 1,030,511	P 153,146	2,395,314	
	前 年 同 月 比 増 減 率	1999. 3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0
		2000. 3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9
		2001. 3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9
		2001. 4	2.7	3.6	2.2	1.0	1.6	1.8	6.2	3.8
5		2.8	3.8	3.3	0.6	1.9	1.7	6.5	4.3	
6		2.8	3.9	5.0	0.3	1.3	2.1	6.7	4.6	
7		2.9	4.1	3.6	0.0	1.3	1.9	7.2	5.9	
8		3.0	4.3	2.0	0.3	1.2	1.9	7.9	6.1	
9		3.0	4.8	1.0	0.5	1.2	1.7	8.8	6.2	
10		3.0	4.8	2.9	0.4	1.1	1.7	9.5	6.1	
11		3.0	4.5	2.8	0.2	1.6	1.4	10.6	6.0	
12		2.6	4.2	2.1	0.6	1.6	1.0	10.7	5.5	
2002. 1		2.7	3.7	3.8	0.3	2.8	0.6	11.6	5.2	
2		2.6	3.4	6.0	0.0	1.5	0.1	12.7	4.7	
3		2.0	2.4	P 7.6	P 1.3	P 1.5	P 0.9	15.0	4.2	
4 P		1.7	3.0	P 6.9	P 0.2	P 2.7	P 2.0	P 15.6	4.0	

(注) 1. 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政事業庁, その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお, 信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。
 2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3. 都銀及び地銀の残高速報値(P)は, オフショア勘定を含まない。そのため, 前年比増減率(P)は, オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局
残 高	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775
	2000. 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781
	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	2001. 4	214,216	48,265	2,067,748	1,344,983	460,531	655,904	132,374	P 7,948
	5	214,012	48,462	2,045,833	1,331,632	449,619	647,962	129,436	P 8,124
	6	213,649	48,510	2,058,416	1,339,389	445,334	650,941	129,207	P 7,730
	7	214,142	48,990	2,043,781	1,337,161	444,765	648,030	128,610	P 7,276
	8	214,520	48,919	2,040,299	1,333,971	442,464	647,152	128,229	P 7,283
	9	214,548	49,892	2,072,199	1,349,653	448,318	653,108	128,275	P 7,543
	10	213,783	49,132	2,035,623	1,335,792	443,580	645,988	127,062	P 7,527
	11	213,629	49,068	2,034,403	1,337,879	443,734	646,571	123,719	P 7,668
	12	212,356	49,057	2,050,688	1,361,665	451,248	655,294	123,780	P 6,818
前 年 同 月 比 増 減 率	2002. 1	211,172	49,043	2,031,125	1,345,543	444,302	644,820	122,177	P 6,821
	2	211,372	49,082	2,026,174	1,349,733	443,729	641,370	121,510	P 6,863
	3	212,566	48,514	P 2,046,383	P 1,360,289	P 446,392	P 642,133	119,476	P 7,009
	4 P	211,043	47,836	P 2,178,815	P 1,333,336	P 437,233	P 629,187	P 115,795	P 6,922
	1999. 3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3
	2000. 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1
	2001. 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2
	2001. 4	0.5	10.0	1.2	0.3	4.8	4.2	6.6	P 16.8
5	0.5	9.9	1.5	0.5	5.8	4.2	7.9	P 17.3	
6	0.6	9.1	1.3	0.9	6.7	3.6	7.7	P 17.7	
7	0.6	9.8	2.1	0.3	7.1	4.1	8.1	P 20.9	
8	0.7	11.1	2.3	0.2	7.1	4.2	7.7	P 20.9	
9	0.7	9.2	2.5	0.2	6.8	4.2	8.0	P 20.0	
10	0.7	7.9	2.5	0.0	6.7	4.3	8.0	P 19.5	
11	0.9	7.7	3.0	0.1	6.9	4.2	10.3	P 17.9	
12	1.2	7.5	3.7	0.4	7.2	3.7	10.4	P 15.6	
2002. 1	1.1	7.0	3.8	0.0	7.3	3.2	10.4	P 14.6	
2	1.3	4.0	4.0	0.1	4.2	3.3	10.4	P 14.2	
3	1.1	0.7	P 3.2	P 0.2	P 4.2	P 3.0	10.6	P 14.4	
4 P	1.5	0.9	P 5.4	P 0.9	P 5.1	P 4.1	P 12.5	P 12.9	

(注) 1. 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、郵政省ホームページによる。
 2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。ただし、都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。